

第百十四回国会 参議院建設委員会會議録第四号

平成元年六月二十日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

六月十六日

辞任

六月十七日

辞任

六月十九日

辞任

六月十九日

辞任

馬場 富君

山田 勇君

補欠選任

山田 勇君

補欠選任

石井 一二君

補欠選任

中野 明君

三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

稲村 稔夫君

井上 孝君

杵掛 哲男君

志村 哲良君

赤桐 操君

石井 一二君

植木 光教君

遠藤 要君

川原新次郎君

高橋 清孝君

青木 薪次君

中野 明君

上田耕一郎君

三治 重信君

青木 茂君

政府委員

建設大臣 野田 毅君
国土庁長官 野中 英二君

北海道開発庁総務監理官 松野 一博君
北海道開発庁予算課長 筑紫 勝磨君

国土庁長官官房長 公文 宏君
国土庁長官官房水資源部長 大河原 満君

国土庁計画・調整局長 長瀬 要石君
国土庁土地局長 片桐 久雄君

国土庁土地局次長 藤原 良一君
兼内閣審議官 北村廣太郎君

国土庁大都市圏整備局長 阿部 雅昭君
運輸省地域交通局長 牧野 徹君

建設大臣官房総務審議官 木内 啓介君
建設省建設経済局長 望月 薫雄君

建設省都市局長 真嶋 一男君
建設省河川局長 萩原 兼脩君

建設省道路局長 三谷 浩君
建設省住宅局長 伊藤 茂史君

常任委員会専門員 荒木 正治君
大蔵大臣官房参事官 沖津 武晴君

大蔵省主計局主計官 伏屋 和彦君
大蔵大臣官房企画官 東 正和君

説明員

事務局側

大蔵大臣官房参事官

大蔵省主計局主計官

大蔵大臣官房企画官

参考人

厚生省社会局長 福山 嘉熙君
水資源開発公団総裁 高秀 秀信君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業及び建設諸計画等に関する調査(平成元年度建設省、国土庁及び北海道開発庁の予算に関する件)

(住宅供給対策に関する件)

(土地対策に関する件)

(地価対策に関する件)

(土地税制に関する件)

(不動産に対する融資に関する件)

(内部障害者の有料道路料金割引問題に関する件)

○大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一體的推進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲村稔夫君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十六日、田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として山田勇君が選任されました。

また、十七日、松浦孝治君が委員を辞任され、その補欠として石井一二君が選任されました。

また、昨十九日、馬場富君及び山田勇君が委員を辞任され、その補欠として中野明君及び三治重信君がそれぞれ選任されました。

を辞任され、その補欠として中野明君及び三治重信君がそれぞれ選任されました。

○委員長(稲村稔夫君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、水資源開発公団の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員長(稲村稔夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(稲村稔夫君) 水資源開発公団法の一部を改正する法律案及び民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

前回両案の趣旨説明は聴取いたしておりますので、これより両案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 今回の水資源開発公団法改正案、民間都市開発機構改正案、これらはいずれもNTT-A型資金の活用を前提としているものであります。したがって私は、NTT株式の売却益を活用する法案でございますから、まずNTT株式の状況について若干大前提として伺っておきたいと思ひます。

このNTT株式の売却益による利用の問題については、これは先般の法律によって定められたわけでありまして、その趣旨としては、内需の拡大によるところの対外不均衡の是正、さらに地域の活性化あるいは社会資本の整備促進、これらを図るために創設されたわけでございます。したがって、これにはA、B、Cいろいろありますが、特

に無利子貸付制度については六十二年度にスタートを切っており、こういう状況でありまして、最近は大分この資金の運用が軌道に乗ってきているようでありまして、受け入れ側の体制も整備されてきているということでもかなりの需要が高まってきたように思っています。

そこで、建設省、国土庁関係の制度発足以来の貸付予算額と貸付実績をAタイプ、Bタイプ、Cタイプの三つに分けた報告をひとつ願いたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) 若干数字にわたって恐縮ですが、まず、ただいま先生お話しのとおり、NTT売却益は六十二年度の補正予算から始まったわけでございます。六十二年度の補正で建設省関係申し上げますと、Aタイプは八十三億でございます。それからBタイプは二千七百二十七億でございます。それから六十三年度の当初予算で申し上げますと、Aタイプは千五百億でございます。それからBタイプは七千三百六十四億でございます。

そこで、その使用実績ということでございますが、実はBタイプは言ってみれば、俗に言えば補助金と同様に使えるということでございまして、これはもう完璧にすべて消化をいたしております。ただ、Aタイプにつきましては、直接間接の開発利益によって償還していくというタイプであること、非常に今までにないようなものでございまして、実は六十二年度の補正があった後、八十三億でございましたが、なかなか消化ができませんでした。が、この六十三年度に入りましてほとんどすべてこれは契約済みになっております。

それから六十三年度の千五百億についてでございますが、これにつきましても、額が飛躍的にふえたこともございますが、六十三年度に新しくその使い道を考えたものに係る予算が大部分でございまして、六十三年度末におきましては四六〇程度の消化になっておりますが、これも平成元年度に入りまして、鋭意消化するように努力し、そ

ういう方向に向かっておるところでございます。○赤桐操君 いずれにしても大分需要が高まってきたわけでありまして、そういう一般の情勢の中で今回この二法が提案されたわけでありまして。

問題は、このNTT株の総数が千五百六十万株あるわけでありまして、この中で今まで売却された株数、これをひとつ年度別に明らかにしてもらいたいと思います。それから二つ目は、今後の売却の見込み、こういうものについてお願いをしたいと思っております。

○説明員(沖津武晴君) お答え申し上げます。売却の実績でございますが、六十一年度に百九十五万株、六十二年度に同じく百九十五万株、六十三年度に百五十万株、合わせて五百四十万株売却してございます。

今後の売却計画でございますが、平成元年度につきましましては、先ほど予算で百九十五万株の御授権をいただいたところでございます。その限度内で金融・証券市場の動向、国債整理基金の資金繰り、あるいはNTT株式が貴重な国有財産であること等を勘案して、売却量につきましましては慎重に検討してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○赤桐操君 今の御答弁ですと、元年度も百九十五万株を売却する、こういうふうに理解していいんですか。

○説明員(沖津武晴君) 予算で御授権いただきました百九十五万株につきましては、あくまでこれは法律的な性格をいたしましては上限ということでございます。その範囲内で、先ほど申し上げた種々の事情を勘案して慎重にこれから検討してまいります、そういう状況でございます。

○赤桐操君 その次に、放出価格の予算上の株価の見込みであります。今までの経過の中で大変高くなった安くなったたりしてきている。この間の状況の御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(沖津武晴君) お答えいたします。まず、平成元年度における予算の計上の方法で

ございますが、これは予算編成直近一カ月の数字をとりまして、これは全くの仮置きでございますが、百八十一万という価格に、売却量の上限であります百九十五万株を掛けまして、それにいわゆる安全率の〇・八を掛けまして、二兆八千二百三十六億円というものを予算に計上していただいているわけでございます。

次に、株価の推移についてお尋ねがございました。六十一年度の二月に上場したわけでございますが、上場価格は、上場時の売却初値は百六十万円ということでございます。その後同年の五月に三百二十万という最高値をつけたところでございます。六十二年度の売却は二百五十五万で、六十二年の十一月に行われてございます。六十三年度売却は、六十三年度の十月に百九十万という価格で行われております。最近価格は、けさほど価格を見てまいりましたが、百四十六万円ということでございます。

○赤桐操君 大分NTT株式の株価が低迷をしているようにですね。それで、この低迷の状態についてどういうふうに理解をしたらいいんでしょうか。特に、今お話しのかの状況で百四十六万、こうなっているわけですね。一時から見たら二分の一以下になってしまっているわけですね。これは一体どういふことなのかということですね。

○説明員(沖津武晴君) お答え申し上げます。

NTT株式を含めまして個別の株式の銘柄の価格というものは、御高承のとおり、その企業の決算や潜在的な成長性あるいは一般的な人気度と申すようなもの、それと市場全体の動向など種々の要因に基づきまして、あくまで市場における需給関係で形成されるものでございます。したがって、その株価につきましまして私どもの方からコメントするということは差し控えていただくといたうことで御了解いただければというふうに存する次第でございます。

○赤桐操君 あなたの方は、少なくともこれはNTTの株です、普通の民間の株じゃないんです、それはやはり理由はちゃんと把握しておられ

ると思っております。こういう席上で私どもの公式の質問なんですから、大蔵省の見解はこうでございますとはっきり言うべきじゃないでしょうか。もう一遍お尋ねしたいと思っております。

○説明員(沖津武晴君) いろいろな機会にNTTの株の現在の状況につきまして御議論いただいていることは私もよく承知しておりますし、私どもなりに勉強しておりますし、今後そのような勉強を怠ってはならないというふうに感じているのでございますが、売り出し人でもあり、大蔵省という私どもの立場からいたしまして、個別のどのような具体的な要因が株価に影響を与えているかというのを申し上げさせていただきますことは、やはり予断を与えらるゝといったこともございますので、従来から具体的なことはコメントすることは差し控えていただくといたうことでお許しいただいているというふうなことでございます。重ねてのお尋ねでございますが、そのようなことで御理解賜りますようお願い申し上げます。

○赤桐操君 余り理解できないんだけれども、株価の低迷の大きな理由の一つに、私どもがいろいろ聞くとところによると、真藤前会長を中心とするNTTとリクルートの関係にあるんだ、これは何といつても第一番の理由だということをお聞かいたんです。

そこでいろいろ調べてみたんですが、なるほどこの問題が発生した当時の状況を見るとダウンし始めているんですね。昨年の大体半ば過ぎから、この事件が発生したところから、秋口からことしにかけての状況はずっと低迷を続けております。特にその下がりぐあいが激しい、こういうように実は見えますが、これはどうお考えになりますか。

○説明員(沖津武晴君) なかなか難しい御質問で、そのようなことに私どもが答えるべき能力があるかどうかなかなか難しゅうございますが、先ほど申し上げたようなことでございますので、それが、あのようなことがあった後、NTTにおかれ

まして、企業再建と申しますか、そのようなことに懸命に取り組んでおられるというふうな何っておりまして、私どもの立場としてもそのようなことで期待している、そういったことでございます。

○赤桐操君 私は、少なくとも大変重大な問題だと思ふんです。順調な足取りを続けてきた状態が一挙に半分以上に下がるんですから、ただごとではないと思ふんですね。しかも、これは大きな期待の中でこのNTT株の扱いについては法律の制定を行ってきいてるわけです。私も大蔵委員会です。それを扱った一人ですからよく承知しております。そういう経過の中で幾ばくもないうちにこういう事態が発生しているわけですから、原因ははっきりと究明をして早く正さないと上向きにならないでしょう。これは国としても国民に対して大変な損失を与えることになるので、このまま放置して、私どもがいろいろな理由を申し上げる段階ではないと、こう言って済まされる段階じゃあはやないんじゃないだろうか、こういうふうには思ふんです。

そこで、今後一体この問題はなご尾を引くと見るのですか。それともほつぽつこの辺で事態收拾に入れるのかどうなのか。株価に対する影響はもうなくなるんだらうかどうなのか。私はこのリクルート問題との兼ね合いが大変大きな影響をもたらした、こういうふうな判断をしている一人なんですけれども、これはどう大蔵省は考えておりますか。

○説明員(沖津武晴君) 大変難しい御質問でございますが、NTTは民営化されたわけでございまして、株主に対する責任というものは基本的には民営化されたNTTが真剣に取り組むべき問題でございまして、またそのように努力をされていくというふうに承知しております。私も、売り出し人の立場からそのような御努力を十分見守っていきたい、このように思っているところでございます。

○赤桐操君 これはNTTだけの責任じゃなく

で、この株は大蔵省が実は大きな比重を持たなければならぬ立場にあるんじゃないですか、参事官。NTTの責任ばかりとは言えませんが、少なくともこの問題は、NTTの職員や幹部だけがいかん努力しても、その努力の外にある問題だと私は考える。そうだとすれば、本問題に対しては大蔵省や政府が積極的に乗り出していつて解決しなければこの解決はできないと思ふんです。これは大蔵省あるいは政府関係はどうお考えになっておりますか。建設大臣のお考えを伺いたいと思ふます。

○国務大臣(野田毅君) 今大蔵省からお答え申し上げておきますと、基本的には、NTTの株価の形成というものが、先ほど来話がありましたように、そういういろいろな市場の情勢であつたり、あるいはNTTという会社に対する人気があるいは将来性、経営が今後どのようになっていくだろうかと、そういった事柄が、総合的な評価が下されての株価形成になっておるだろうと思ふます。

そういった点で、国も大株主でありますから、NTTという会社が今後の経営方針についても信頼性を高め、それにふさわしい評価を受けていくということが当然望ましいということではあると思ふます。それ以上私の立場においてどうのこうのということまで申し上げるのはいかかとは思いますが、我々国民からそういう信頼される会社として、堂々たる企業経営をやっているつもりでいたい。そのことが株価にも反映されていくのではないかとこのことを期待をいたしております。

○赤桐操君 大臣としてはそういうような御答弁になると思ふんですけれども、ここに大蔵大臣のわけじやありませんから、政府を代表する立場になれば建設大臣なんですよ。私は今の答弁だけでは納得できないんです。

これはNTTの努力の外の問題ですよ、私に言わせれば。どんなにNTTの職員が頑張つてみたって、幹部がどんなに頑張つてみたって、この問題との兼ね合いをきれいに整理するということは

できないと思ふます。これはやはり政府が本気になつて乗り出していつて整理しなければ、あるいは大蔵大臣、建設大臣が一緒になつてやるぐらいの勢いでなければ、政府が乗り出さなければ私は解決できない問題だと思ふんです。ですから、お互いにこれを逃げるというやうなやり方ではなくて、積極、能動的に事態收拾に入らなければNTTの株はもっと下がりますよ。私はそう思う。

この問題だけがすべてではもちろんありません。今大臣おっしゃるとおり、いろいろな条件が加味されて市場の相場というものは形成されると思ふます。しかし、この問題を契機として下がり始めたことは間違いないし、下がったものは上がりませんから。ますます下がってきているんです。これはやはり少なくともNTTというもののに対する評価が下がっている、こういうふうに理解しなきゃならぬわけなんです。

これらの問題についてひとつもう一遍お考えを伺いたいと思ふます。

○国務大臣(野田毅君) これは、どの役所がどうということじゃなくて、先ほど申し上げましたとおり、主体的には、一応民営化された株式会社ということでありますから、その経営の責任ということは経営陣がしっかりと肝に銘じてやってもらわなきゃなりません。また同時に、これは単に大蔵、建設というところだけじゃなくて、いろいろな通信問題全体の枠組みの中でやっていかなければいけない。あるいはまた、現在日米関係でもいろいろ話が出ておりますように、そういうNTTの業務そのものの将来性、いろいろな角度からこれは官民挙げて、せっかく民営化してスタートいたしましたNTTという会社が、そういう社会的にすばらしい業績を期待できる、そういう会社につくり上げていくということが大事なことでありと心得ております。

○赤桐操君 なるほどNTTは社長以下みんなおるわけですから、これは会社でありますから、一応そういうお考えは正しいと思ふますけれども、しかし株主の一番大きいのは国ですよ、この中

で、三分の一以上を大蔵省が現在持っているわけですよ。国が持つておるわけですよ。今まで売りさばかれた状況というのは今報告があつた程度でありまして、大部分残つちやつていっているわけで、そういう状況から考えてみるならば、少なくとも国民のこれだけの財産をいろいろ扱うという立場にある以上は、国の責任というものを回避することはできない。これはNTTの責任でございまして、こういう言い方は私は通らないと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 先ほど申し上げましたように、基本的、主体的にはもちろんその経営陣の方々が肝に銘じてやってもらわなきゃなりません。が、あわせて国の政策全体の枠組みの中で、NTTがそういう経営努力を積み重ねていくということが、その成果が上がるような枠組みを全体の政策の中でやっていかなければいけない。また、しかし一方で、同じ情報通信関係の企業ではかにもいろいろな会社があるわけでありまして、NTTだけに着目したやり方ということもまた別の角度から見ればいろいろと考えなければならぬ部分もあるだろうと思ふます。

そういう総合的な政策、経済政策なり情報通信なり、いろいろな枠組みの中でやっていかなければいけないと思ふます。

○赤桐操君 いずれにしても、国がこの問題については大変大きな責任を負う立場にあるということとを重ねて私は申し上げるし、NTTだけで解決できる問題でもない、こう思ふますから、これは政府においてひとつ考えをまとめた上で、これは適切な判断と対策を樹立していただくことを要望しておきたいと思ふます。

それから二つ目に、私のちょっと考え方を申し上げたいと思ふますが、低迷の理由には世上こういうことが言われておるんです。株主の優遇策がほとんど考えられていない、そういう批判が大分あるようでありまして、具体的に言うとう、増資、増配がない、こういうふうに聞いておりますが、この点については大蔵省はどうお考えにな

っておりますか。

○説明員(沖津武晴君) お答え申し上げます。

NTTにつきましては、増資、増配あるいは株主へのテレホンカードの配布等、広い意味での株主優遇策が行われるべきじゃないかというふうな議論がございますことは私も承知しております。

株主優遇策につきましては、政府保有株式の売却を円滑に進めていくという私どもの立場からいたしまして重大な関心を持っておるところでございますが、先ほど来申し上げておりますように、そのような株主との関係というものは、基本的にはNTTがその経営状況、あるいは具体的に申し上げれば、経営状態に照らして増資の適否あるいは他の公益企業との対比等における増配の可否等、会社のお立場からして判断されるのが基本的に第一義である、こういうふうに考えているわけでございます。

○赤桐操君 どうもわからない。そのところも一遍。

○説明員(沖津武晴君) 先生から御指摘のございましたように、増配につきましては、NTTは公益企業でございますので、他の公益企業は大体一割配当しているわけでございます。それとの対比において、一割以上の配当をすることが可能か、あるいは適当か、これはあるいは私どもというより郵政省の問題でもあるわけでございますが、そういう御判断、あるいは増資をする場合に増資をするような会社の状況にあるかどうか、そういう経営上の判断でございますので、そのようなことは基本的には民間化されたNTTがその経営状況等にかんがみて御判断されるべきことであらう、このように思っております。

○赤桐操君 増資してもいいというふうな判断をNTTが持てば大蔵省はオーケーと、こういうことになりませんか。

○説明員(沖津武晴君) なかなか仮定の問題でございまして、話でございますが、いずれにせよ、NTTとは、株主あるいは売り出しの立場から十分御相談、御連絡というものはしていかなければならぬというふうに考えております。

ならないというふうに考えております。

○赤桐操君 何といっても一番の大株主なんですから、その大株主がうんと言わなければこれはできないと思うんです。そういう意味でひとつこれは検討すべき内容ではないでしょうか。これもやはりNTT株の人気の一つをつくり上げておられると思いますよ、実際問題として。何もかもうんじがらめになっていけばだんだん魅力なくなってくると思うんです。まして真藤さんのような問題が発生すれば、これはもういささか離れるでしょうね、一般の人たちは。そこへもっていつて、一般の民営といったって名ばかりの民営であつては、がんじがらめで押さえられちゃったというんじがこれに話にならない。これはひとつやはり積極的に考えるべき問題じゃないでしょうか。これが一つ。

それから、これは新聞に最近出ておまして、海外の投資家から、NTT株式の保有を外国人に解禁せよという声が大分高まってきた。九日の宇野総理大臣の談話が出ておるのであります。が、今後の通信政策やNTTの組織のあり方を踏まえて取り組むべき問題である、こういうふうに幅広い見解を表明しているようであります。要するに、これからひとつ前向きで海外の投資家に対する門戸を開こうと、こういうことだろうと思っておりますが、大蔵省はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○説明員(沖津武晴君) お答え申し上げます。御高承のように、日本電信電話株式会社法第四条によりまして、いわゆる外国人、外国法人等によるNTT株式の所有は禁止されているところでございます。大蔵省の立場は、いろいろお尋ねでございますが、本件にしましては、外国人投資家等において規制を緩和し、NTT株式投資を行い得る道を開いてほしいという声は私どももつとに伺っているところでございます。外国人保有規制の緩和がなされれば、NTTの株式の売却、NTT株式の円滑な売却を行っていくという上で私どもはプラスになる、このように考えている次第でございます。

ございます。

いずれにしても、日本電信電話株式会社法を所管しております郵政省が関係者の意見を聞かれ、それらを総合勘案しつつ今後検討される事項と思っておりますが、私どもも郵政省と御相談してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○赤桐操君 重ねて伺いますが、新聞の報道しか私は見ておりませんからわかりませんが、ただ、郵政省は電気通信事業の公共性を重視する観点から消極的で、政府内部の意見が分かれておる、こういうようにここには出ております。これは六月十日の新聞に出ておったわけですが、九日の衆議院本会議での答弁をめぐっての話のようでありました。

そういう状況のようでありますので、ここで大蔵省と郵政省の考え方に違いがあるのかどうなのか、政府内部ではこういうことについては議論されているのかどうなのか、この辺ちょっと大臣に伺いたいと思っております。

○説明員(沖津武晴君) 私からお答えさせていただきます。私どもを含めまして政府内部にしましては、外国人投資家等から、NTT株式の外人保有規制の緩和につきましては要望が伝えられているところでございます。私どもの方から郵政省に対しては、いろいろな御相談もしているところでございまして、郵政省のお立場は、私の方から申し上げることとはいかかと思っておりますが、私どもの理解しておりますところでは、郵政省は通信政策全体との関連において総合的に検討したい、こういうふうにおっしゃっているというふうに理解しております。

○赤桐操君 もう一遍重ねて参事官に伺います。が、そうすると郵政の方でもかなり今検討が進んでいるんですか。きょう本日はここへ郵政関係来てもらえば一番よかったですのでありますが、ちょっと間に合わなかったもので、あなたに郵政省のことまで伺うのはどうかと思うけれども、まあ大蔵省

ですからやっぱりあなたがかわつてひとつ、ついでにというと語弊があるけれども、折衝を重ねてきているんでしょうから、ぐあいぐらいいはお話できるでしょう。

○説明員(沖津武晴君) なかなか難しい御質問でございますが、郵政省としては、先ほど申し上げたように、問題の所在というものは当然御了解の上、先ほど申し上げたような観点から御検討をしておられるというふうに理解しております。

○赤桐操君 いずれにしても、この問題にいたしまして、それからさきの増資、増配の問題等にもいたしまして、その前のリクルート関係の問題にいたしまして、いずれもやはりNTTの評価というものをあらわしていると思うんです。そういう意味で、先ほど建設大臣からのお話の中にも、市場の評価は総合的なものだ、こういうことを言っておりますが、まさにそのとおりだと思っております。例えば外国の投資家がどんどんこれをねらってくるようなことになって売れることになればもつと値上りすると思っております。値上げすることが私たちの目的ではありませんが、やっぱり評判が悪いから下がってくるんでしょから、そういう評判は除去していくべきでしようから、そういう意味でこうしたものに付いても前向きな態勢をとるべきだ、一般の株式の状況と同じように形に早くもっていくべきだろう、こういうふうに思っております。したがって、政府内部においても、この新聞やそういうのを見るとそれぞれの立場があるわけですが、総理も本会議席上で述べておられるわけですから、これはひとつ前向きで政府の方針として進めていただくべきだろうと思っております。

次に、NTT株式の株価の低迷がこのように続いていることについて私は大変いろいろな角度から意見も申し上げておるわけですが、村山大蔵大臣の再任後における記者会見の中で、本年度に予定している第四次放出については見送らざるを得ない、こういうことを示唆しているように思っております。国民の財産であるので

分には慎重でなければならぬと述べ、株価低迷が続けば今秋に予定していた第四次放出を見送るの考えを強く示唆した。こういうぐあいに蔵相の見解が出てくるわけでありませう。こういうぐあいに将来なってくることにありますと、一体本年度以降の無利子貸付制度の原資は一体どういうようなことになるのだろうか、今後の見通しは一体どういふことになるか、こういうことになりませうね。これをひとつ経過を含めて明確にお示し願いたいと思います。

○説明員(沖津武晴君) 直接先生のお尋ねとや外れるかもしれませんが、先生が最初におっしゃった大臣の御発言につきまして、私どもの承知している範囲のことで御説明させていただくことをお許しいただきたいと思います。

先生の言及されました新聞等につきましては私どももちろん拝見しているわけでございますが、大臣が御発言になりました大蔵委員会の議事録等を私どもも拝見いたしますと、大臣のお考えを私どもの立場で勝手に要約することは大変僭越でございますが、NTT株式が貴重な国民財産であることにかながみて、慎重にこれから検討していかなければならないということをおっしゃっているということとして、そのようなことで議事録は理解されるというふうに考えております。

○赤桐操君 私が今お話ししたのはその前のいいかげんな新聞に出ていた内容じゃないですよ。村山蔵相が三日、日本経済新聞とのインタビューで話した内容です。日経が報道している内容なんだ。もう一遍申し上げましょうか。「日本電信電話(NTT)の政府保有株の元年度売却については、国民の財産なので、処分には慎重でなければならぬ」と述べ、株価低迷が続けば、今秋に予定していた第四次放出を見送るの考えを強く示唆した。」と、こう出ているんです。だから私は、これは第四次は見送る腹だな、こういうふうに理解したし、国民の多くの皆さん方もそういうふうな受けとめているんじゃないでしょうか。まあ予算委員会でも答弁された内容がそうあると

すれば、それが大臣の公式の見解かもしれないけれども、日経に対するインタビューで言ったことも公式な見解でしょう。そこでこういうふうに出ている。別にこれは訂正の記事は出ていませんから間違いないと思うんです。そういうことで、私が今言わんとするところは、だとすれば、第四次以降、これから将来のことはどうなりますか。きょうここでもって二つの法案を可決決定してよいよ始まる段階になったところが、金がなくなりましたということではこれは話にならない。だから私は念のために聞いている、一体これはどういふことになりませうかと。

大蔵大臣がこういうことを言っているということは重大な問題じゃありませんか。NTTの売却益を裏付けてこの二つの法律は運用されているものです。その大前提がなくなっちゃったら見通し困難だ、霧の中に隠れてしまふということになったんでは、この法律を制定する意義がなくなるんじゃないやありませんか、こういうふうに考える。だからこの大臣の発言は大きな問題ではありませうかと、こう言ってあなたに伺ったわけですがね。

○説明員(沖津武晴君) お答え申し上げます。先生の言及されました新聞記事はもちろん私も拝見しておりますところですが、大臣の記者会見、新聞社の方はそれなりのお考えで要約され、見出しをつけられておられるところでございます。それについて私どもがもうちょい言うつもりはございませんが、あるいは余計なことであつたかもしれないが、大蔵委員会で大臣が述べられたこと、議事録という格好で残っておりますので、御参考までと思ひまして申し上げます。御了解いただければと思います。

○赤桐操君 大蔵省からいただいている資料、大変詳細な資料をいただいております。その資料に基づいて今いろいろ頭をひねりながら見ているわけなんです。これはけさいただきましたので、私の方でもちよつと十分じゃないんですが、定率繰り入れの表がありますけれども、それ

から今後の見通しというのか、これから平成三年度までの状態を見るというのと、ずっと一兆三千億ずつこれが入るようになっていくんですね。入るようになっていくということではないようだけれども、一応ここに出ていくことは間違いない。しかも、財政の中期展望という中に入っている数字です。それから、我々としてはこれはやはり中期展望の中の一つのきちっとした考え方になっていくんだな、こう判断せざるを得ないわけでありませうが、それが一兆三千億ずつ平成三年度まで続くことになつていくわけですか。

この売却の全部のあれはまだ、この状態でいくというのと、三分の一を残して全部売り終わるということになるんですか。これはどういうことになりませうか。

○説明員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。先生今御質問されましたように、この中期展望は政府の方から国会へ提出申し上げております資料でございますが、そこでは、現在政府が保有している株式のうち、三分の一を残して売却するという機械的に一応計算をいたしまして、かつ無利子貸付事業の方も機械的に計算して計上させていただいていまして、この中期展望は、中期展望というところでせつかく国会へ出してもらっているんですから、私の方は一応やっぱりこれを基準にして考えざるを得ないし、こういうふうなことを期待をするわけですか、結局は。

だから、そうなるというのと、今だんだん値が下がってくるというところは大変困ることなんであつて、このとおりいかなくなつてしまふ、こういう意味でいろいろ気をもみながら今質問しているわけなんです。要するに、今後のNTT株の状態を見ると先細りの感がある、今の審議官の説明も余り自信と確信に満ちた説明ではないようなんです。そうすると金になつてしまふんじゃないだろうか、こういうふうに実は危惧をするわけでありませう。

せつかく今これだけ時間をかけながらみんな議論して法律を通す、決定することになると思うんですけれども、その後金にならんんじゃないやこれは話にならない。これは一体大蔵省の考え方としてはどういふように処理しますか。これは大蔵の影響になりますね。そういうことになるでしよう、NTTから金が出ませんから。で上がった法律について、約束したその金額は出せませんというわけにはいかないでしようから、これはどういふことになるか、その辺ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。御質問のNTTの無利子貸付事業といひますのは、御承知のように、NTTのまさに株式売り払い収入を国債の償還財源に充てるといふ基本原則は維持しているわけでございます。一方、当面、これは国民の共有の貴重な財産である、資産であるという考え方に立ちまして、国債整理基金の円滑な運営に支障を生じない範囲内で売り払い収入の一部を活用して内需拡大の要請にこたへ、社会資本の整備に充てるといふ制度がつくられているわけでございます。

先生御質問の今後のNTT株式の売却は、まさに先ほど大蔵省の方から御答弁申し上げましたように、今後の株価の動向等を見きわめながら慎重な検討が必要であるわけでございますが、御指摘のように、無利子貸付制度はこれを財源としていくわけでございますので、その財源が今後どうなるかということでございますが、今後という面でも、まず元年度と二年度以降に分けて考えますと、平成元年度に必要な財源につきましても、これは既に六十三年度末に確保されておるわけでございます。したがって、元年度中においては、この株式の売却のいかんにかかわらずNTT無利子貸付制度の財源はあるということでございます。二年度以降につきましても、これはまさに先ほどのお話のように今後慎重に検討していくというところで、またその財源につきましても、元年度の売却の状況を踏まえながら平成二年度予算

編成過程で検討していく問題であると考えております。

○赤桐操君 とういうような経過であるとする、建設大臣、国土庁長官、両大臣としては、このきょう出されている法律をつくってみたところで一年だけしか使えなくなるんですよ。先に延ばすと言っているんだ。金がなくなるわけだ。この点については両大臣はどのようにお考えになつていいますか。

○国務大臣(野田毅君) 今大蔵省からも御答弁申し上げておりましたけれども、今年度中の株式の売り払いについて今慎重に御検討いただいておりますわけでありまして、その上で来年度以降の予算編成をどうしていくかということでありまして、我々は第一の前提は、本年度の予算でお認めをいただきました株式についての売却が行われるという前提でまず第一に考えていきたいし、やはりそういう長期的な事柄を頭に置いておるということが一つであります。それから、そういう途中のいろいろな経済事情の変化等によってどういふことになりましか、あるいは将来的にこれも有限のものでありますから、もちろんいつまでもNTTの株式の売り払い収入ということだけを当て込んで未来永劫続くものではないということも十分認識をしております。

したがって、我々少なくとも社会資本の整備を計画的に著実に実施していかなければいけない、その任務を負つております立場といたしましては、そういう社会資本整備のための計画的な実施のための財源、この確保についてはいろいろな形で我々もいろいろな努力を積み重ねていかなければいけないと思つております。ただ、それが具体的にどのような財源で裏づけをしてもらえるか、これはやはりその都度その都度のまた予算編成の過程において大蔵省とも折衝していかなければならない事柄であると思つております。

○国務大臣(野中英二君) ただいま委員の方から大蔵省に対して御質問がありました件につきまして、は大変傾聴に値すると思つております。しか

し、国土庁の立場からまいりますと、行政の継続性、そして国民ニーズにこたえていかなきゃならぬ、こういうことでございますから、あらゆる努力をしながら継続をしていきたい、こう思つていられるわけでございます。さうなことで御了承願いたいと思つてございます。

○赤桐操君 私は、大蔵の事務当局の答弁としてはもう限界にきていると思つていますが、これ以上伺つてもしょうがないと思つていますが、いづれにしても、政府としては、金がない、将来見通しがないうような法律をつくつたつてしょうがないと思つておるんですよ。つくる以上はそれ裏づけをつくつておかなきゃ意味がないと思つておる。そういう意味で、もうちょっとやはり責任のある形が答弁として出てこなければおかしんじゃないですか、こういうことの審議については、財源がないところに論議はないですよ。それは無責任ですよ。あらゆる限りの努力するといつたつて、そんなものは答弁にならないと思つておる、大臣。

こういう具体的なものが将来展望されますから、NTTの株の売却益がなくなつても心配ございませんと。どだいこれは平成三年度で終わりになるんですよ。もつともあとまだ保有株がございまして、それを何年か売つていけばできないことはないと思つておるけれども、それにしても限度があると思つておる。これが将来継続していくとするならば、一体そのほかはどういう財源を求めていくかということぐらいは、無論検討されていられると思つておるけれども、ここでやはり明らかにされるべきじゃないんですかね。

NTTの株というものは限度があることは最初からお互いにかつておるんです。しかし、これは大変貴重な財源であるから、ぜひひとつこれは有効に使おうということでAタイプ、Bタイプ、Cタイプの使途方式がで上がったと思つておる。とするならば、これはもう限度があることはわかつておるわけなんです。その後をどうするか、こういうことについて当然検討がなされておるべきだと思つておる。きょうさういふ質問が

出ることもくわいはおわかりだつて思つておるんですけども、それに対する答が準備されていらないというところは少し政府としては責任上の問題がありやしませんか、こういうことなんですかね。

○国務大臣(野中英二君) 先生のおっしゃるとおり、このNTTの資金というものは有限なものであります。しかしながら、事業は継続してやっております。しかしながら、そこで資金的な面を考えると、これは回収されていく金でございます。ですから、この金を転がしていくことによつてNTTの資金が枯渇した場合にはやつていける、さうに考えておるわけでございます。

○赤桐操君 ちょっとおかしなところがあるように思つておる。回転するとか転がすとか言つたつて、四年度はもうないんですよ。それから、この放出をやらなければ二年度の予算はとれないんですよ。二年、三年はもうなくなるんですよ。村山大蔵大臣の言うとおりの、これを放出しないということになれば当然そうなりますから、これは大臣ちょっと話がおかしいと思つておるんですよ。

いづれにしても、将来展望の中でそれではNTT株以外の財源について何か本格的に検討しているものはないのか、こう言つて今私は伺つておるわけですから、問題はその御答弁をいただけるかどうかなんです。

○説明員(伏屋和彦君) 財源についての先生のお話でございますので、失礼とは存じますが私から一般論として申し上げさせていただきますと思つておる。

仮にNTT株式売却収入が何らかの形でなくなつた場合におきましても、今回の法律も含めまして、無利子貸付制度が目指しております地域の発展とか開発等の目的が図られるよう一方では留意してまいらなければならぬと考えております。

しかしながら、他方で先生御指摘のように財源問題があるわけでございますので、その点は財源問題も含めまして本制度の具体的な取り扱いを、現段階では、その時点における経済情勢とか財政状況等を総合勘案して検討しますという答弁でござい

しいたきたいと思います。

○赤桐操君 ちょっと私は大蔵省の方に伺いたいと思つておるが、今資金運用部資金は全体でどのくらいあるのか、そしてさういふものに回す余裕はあるのかないのか、これをちょっと伺つておきたいと思つておる。余り細かいことは要りませんが、概略でいいです。

○説明員(沖津武晴君) 私、理財局の参事官でございますが、担当の者が参つておられないものでございまして、不正確な数字ではかえつて失礼かと思つておる。お許しをいただきたいと思います。

○赤桐操君 大体今全部で二百兆くらいあるんじゃないかと思つておる。私もちょっと離れておりますから最近余り細かなことはわかりませんが、としますと、この資金運用部資金というのは、戦後の四十年間の経過を考えると、いろいろやはりさういふ社会資本の問題や何かが必要なきにかなり大きな役割を果たしてきておる。特に戦後の復興、これは産業基盤の整備に比重を置つたと思つておる。その後のオイルショックやいろいろな変化がありましたが、さうしたもののから日本が脱却できたことに対しては私は大きな力があつたと思つておる。さらに、最近では生活基盤への投資がかなり大きな比重を占めてきているように思つておる。

さういふ意味からするならば、例えばここに求められているような財源であるとか、あるいは建設省がやつております第一義的な住宅政策に使うとか、さういふのは当然対象になつてくると思つておる。だから、この金がかなりいろいろな政府関係の金融機関を通じて貸し出されておるが、率直に言つて、整理すべきものは整理しながら、合理化というのはさういふ方面にも私はやるべきだと思つておる。これは大蔵省は余りやりませんが、もうそれはやるべきだと思つておる。そして、整理して余るものは早く余らせてさういふところに金をつぎ込んでいくとか、さういふ形をとるべきだと思つておる。

それから住宅政策なんかにしても、これはきょうこでやる論議じゃありませんから避けますが、少なくともその金が大比重大を占めるべきだと思ふんです。庶民が積み上げた金です。その金を庶民の身近なところに還元していくのが資金の運用の原則でなきゃならない。

そう考えるならば、私はやっぱりこういういわゆる環境整備の問題であるとか、今この二法案が提案されておりますけれども、こういうものにこれら裏づけられていくということは当然あつてしかるべきじゃないかと思ふます。それに対しては金利がつきます、確かに。しかし、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプと出ているように、この金だつて国の金ですから、Aでもって無利子でやるんですから、このくらの利子の補給をすれば当然この金の肩がわりはできるはずなんです。二年度、三年度でもしだめだつたとするならば、いたずらにこれを売るといふことについて支障があるというならば、便法としてそういう方法だつてありやしませんか、こういうことを私は申し上げなきゃならぬと思ふんです。

大蔵省としても、二百兆の金を黙って握っているだけじゃ、まあそういうことを言うとか大変失礼だけれども、能ではない。やはりこれはいろいろの角度に、その時宜に適應した使途を考えるべきではないのか。そして、事業官庁が求めるものに對しては積極、能動的に對策をとつていくということが必要ではないのか、こういうように私は考えるんですが、いかがですか、この点は。

○説明員(伏屋和彦) お答え申し上げます。

御指摘のように、国民生活とか国民経済の基盤となります社会資本の整備というものは非常に重要な課題であるということは認識しております。したがって、財源問題も含めまして本制度の今後の具体的な取り扱いにつきましては、基本的には、私どもの立場といたしましては財政改革を推進するという立場でございますので、その立場を堅持しつつ、今後総合勘案して検討してまいりたいと思ふので、御理解をいただきた

いと思ふます。

○赤桐操君 それでは、私はこの法案の点については余りまだ触れておりませんので若干伺いたいと思ふのであります。

両法案は、水資源公団が行う水資源開発施設等に関する事業を促進するため、及び民間事業者が行う公共の用に供する施設の整備を促進するため、こういうことでAタイプの金が使われるわけでありまして、いろいろな法文や何かを読んでも、若干の説明は伺ったんですがよくわからないのであります。対象とする事業の内容、これをわかりやすくひとつ説明してもらいたいと思ふんです。

○政府委員(大河原清君) お答え申し上げます。

水資源開発公団が行いますNTT-Aタイプ事業の概要でございますが、これには二つございまして、建設省関係の開発関連ダム事業、それから農林水産省関係のかんがい排水施設の他目的利用のプロジェクト、この二つを考へているところでございます。

それで、開発関連ダム事業は、水資源開発公団がNTTの無利子貸し付けを受けまして、ダムなどの特定施設、この周辺の環境整備に資する護岸とか河岸の整備、緑化などを行ひまして、この事業に要する費用を収益事業によって生ずる収益をもつて償還してまいらうというものでござい

ます。それからもう一つのかんがい排水施設の他目的利用プロジェクトは、かんがい排水施設、特に水路などのふたかけを行ひまして、そのふたかけをした上のオープンスペースをはかの目的に、例えば駐車場とかいろいろのレクリエーション施設といったようなものに活用して、その事業に要した費用はそういった施設の利用料等で支弁していきう、こういったようなものが事業の概要になってござい

ます。

○政府委員(真嶋一男君) 民間都市開発事業部門についての御説明を申し上げます。民間都市開発推進機構が具体的な事業を実施す

るわけでございしますが、それは、第三セクターが行います都市開発事業のうち、道路、公園等の整備に係る都市計画の特許の事業というものです。それからもう一つ、土地区画整理組合が行います土地区画整理事業のうち、道路、公園等の整備に充てるものに対して貸し付けるといふものでござい

まして、もう少し具体的に申し上げますと、おおむね四つに大別されまして、一つは、宅地造成に係る必要となつてまいります道路、下水道等の整備を行つて、宅地の分譲から出る利益によりその償還を行う事業が一つ。二には、リゾート・レクリエーション施設の整備と一体的に行ひます河川改修、治水ダム等の整備を行ひまして、当該リゾート・レクリエーション施設の収益によりまして償還を行ひます事業。それから三番目としまして、公園内の運動施設等の整備を行ひまして、当該施設の利用料金等によりその償還を行う事業。

四番目といたしまして、土地区画整理事業として道路、公園、下水道等の整備を行ひ、保留地の処分金によりその償還を行う事業等がござい

ます。

以上でござい

ます。

○赤桐操君 いろいろの説明はあつたんですが、結局は収益を上げて償還するわけでしょう。

収益を上げて償還しなきゃならぬわけですね。そうすると、場所も選定しなきゃならぬわけですね。収益が上がるかどうかでやつたつてしょうがない。それからダムや何かの関係があるわけですね。けれども、これは山の中ですね。そういうところが一体そういうような環境がつくられたときにみんなが利用することができるとかという問題もあるでしょう。そういう意味で、ちょっとやはり事業を遂行していく上においていろいろ疑問点もないわけではない。また、周辺環境整備事業などというのは従来もやってきているわけでありまして、これと一体どんなふうな関係になるのか、こういうことも疑問を持つわけであり

ます。あるいは公団とその事業主体との関係はどんなふうにするのか。こういうことについて明らかにしたいだきたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○政府委員(萩原兼晴君) 今回の改正が河川関係にまつるものが多うござい

ますので、今回の改正で都市計画区域内という条件が外れますので、山の中のリゾート施設等が入ってくるのではないかと御質問でございますが、大前提といたしまして、その地域にその開発のニーズが大変強いということ、それから都市局長が申しました収益性が十分確保できる確信があるということがやはり大きな縛りになるうかと思ひますので、その辺でおのずから選ばれてくるかと考へております。

それから、従前も河川環境整備などをやつておつたではないかというお話がござい

ます。当然で

き上がりま

す。この形

でやら

して

いた

だ

くも

の同

じも

の

が

でき

て

くる

わけ

で

ござ

い

ま

していくかという側面、それからもう一つは、別途社会資本の整備をどのように計画的に着手に進展していくかという、その財源確保という両方の部分があると思っております。

前者につきましては、これは財政事情全体の枠組みの中で主として財政当局が責任を持って判断していかなければいけないし、我々もできるならばこういった手法というものはずっと継続して存続していかなければいけないと思っております。後者の全体的な社会資本整備のための財源確保ということにつきましては、この種の手法によるものがよるまいが、いろいろな角度からの財源確保ということについては我々は全力で投球してこれからも努めてまいらなければならないと考えております。

○中野明君 N T Tの問題はこれは限度があるのですから、当然そのようにお考えいただくのが妥当だと思います。

法案の中身に入りますが、N T T株式の売却収入を活用した国のこの制度というものは、六十二年度に創設をされて以来毎年拡充されておるんですが、これまでのN T TのA型事業の執行状況を改めてもう一度説明をいただきたい。

○政府委員(牧野徹君) 先生お話しのとおり六十二年度の補正から始まったわけでございますが、六十二年度の補正では建設省関係でA型八十三億、これは道路が八十億、それから公園が三億、こういうことでございます。率直に申し上げまして、執行状況というものですから申し上げませんが、六十二年度で全部使い切れたかという点、先ほどちょっと申し上げましたように、新しい制度であったものですからこれは使い残しも出ました。ただ、今現在でいいますと、六十三年度、翌年度ではほとんど一〇〇％これは契約済みになっております。

それから六十三年度、これは平年度ベースで建設省で申し上げますと千五百億円つきました。中身としては、道路、河川、公園、下水道あるいは宅地開発関連の公共施設整備各般にわたるもので

ございますが、この当該六十三年度末の契約済みは約四六％。これも実は、先ほど申し上げましたが、六十三年度に非常に拡大され、かつその使い道も六十三年度に新規におつくりいただいたというものがあつたのですから、なじみが薄い面もありまして、これも次の年度、すなわち平成元年度では順調に消化しつつある、このような状況でございます。

○中野明君 今回の改正によって具体的にどのような事業をどのようなところで行おうと考えておられるのか、その辺も一度おっしゃってください。

○政府委員(萩原兼雄君) まず公団法改正関係ということでお答えをさせていただきますが、水資源開発公団がダムをつくりましますときに既にダムの周辺の環境整備等を行っております。この事業の中の関連いたしますリゾート等の収益事業によりまして、そういう事業について、収益によって償還できることが認められるもの、そういうものをN T TのA型資金の導入を図ることで増強してやらせていただくと思っております。

また、御指摘の具体的にどこでということでございますが、法案成立を待ちまして具体的に検討いたしますことになろうかと思っておりますが、例えば琵琶湖ですとかそういうところでいろいろ実現を図ることになろうかと考えております。

○中野明君 このN T TのA型事業の推進を図っていく場合に、地元の要望というものを十分にくみ上げていくということが必要だと思うんですが、具体的にどのように進めていくかと考えておられるのでしょうか。

○政府委員(萩原兼雄君) 本来、私も公共事業をやります場合には関係いたします住民の方と十分御相談をしてやらせていただいておりますわけでございますが、そのような形で従前の公共事業と同じような御相談を周辺地域の住民の方にはさせていただくことにまづなろうと思っております。さらに、第三セクター等をつくっていただくとか、いわゆる収益事業を行いますために新しい組織が要るわけ

でございますので、そういうものができるといふことは、当然地元がそういうことに対して大変な熱意を持っておられるということが大前提になりましようし、またそんな点でいろいろ具体的に地元の意向を吸収できる機会が十分にあるかと考えております。また、間違いないという手続を経た上で事業実施に持っていかなければいけないと考えております。

○中野明君 このA型事業というのは収益回収型の事業でございますので、事業の採算性をチェックするのはだれがどのような基準に基づいて行うのか、その辺はいかがなっておりますか。

○政府委員(大河原満君) お答え申し上げます。Aタイプ事業の採算性のチェックについては御質問でございますが、水資源開発公団がこのN T T A型事業を実施するに当たしましては、収益事業者とN T Tの無利子貸付金の償還のための負担金の負担につきまして契約を締結するということになりまして、その際、収益事業の採算性について水資源開発公団が当該契約を締結しようとする際に、詳細に検討を行い判断することになるかと思っております。さらに、国が水資源開発公団に貸し付けを行うに当たりまして、収益事業の概要、それから償還計画等につきまして十分審査を行いまして、採算性についてもその際に確認をするということになります。

○中野明君 現在水資源開発公団が実施しているダム事業の現状、これはどのようになっておりますか、ちょっと教えてください。

○政府委員(萩原兼雄君) お答えをいたします。公団が実施しておりますダム事業の現状でございますが、六十三年度末で完成いたしましたものが十五事業、十五ダムでございます。また、今年度建設中でございますものが十五事業、十六ダムでございます。さらに、実施計画調査中でございますものが二事業、二ダムでございます。そのような現状になっていっていると思っております。

○中野明君 これまで水資源開発公団の事業はN T TのB型を活用する制度になっておったんですが、今回A型事業を導入するということになるわけですが、この重立った理由をおっしゃっていただけますか。

○国務大臣(野中英二君) 最近国民生活というものの水準が上がってまいりまして、ライフスタイルが大変変わってまいりまして、ライフスタイルが、自然志向であるとか健康志向とか、あるいはリゾート開発とか、そういう方向に進んでまいりましたので、水源の持つております豊かな自然あるいは緑、そういう自然環境というものも国民の皆さんから大変ニーズが高まっておりますので、この水資源施設というものの整備、あるいはまた水資源施設の持つていく施設の対応機能というものも有効に利用していかなくてはならない。このために、水資源公団に新たにN T TのA型を導入いたしました。この水資源施設の有効利用を図っていく、こういう考え方に立ちまして、そして国民の皆さん方の潤いのある豊かな国民生活というもののニーズにおこたえ申し上げたい、さように考えまして、同時にまた内需拡大をしていかなきゃならない、その一環にもなるのかなというところで導入を図ったわけでございます。

○中野明君 それでは、A型の事業を導入することによって水資源開発公団の事業はどの程度促進されるというふうに考えておられるのか。

○政府委員(大河原満君) 水資源開発公団は、従来、交付金あるいは補助金、利水者の負担金等によりまして水資源開発施設等の整備を行ってきたところでございますが、その整備には非常に多額の費用を要するというところで、現下の財政制約上ではなかなか十分な予算を確保することが難しいという状況もございました。このために、水資源開発施設等の整備に当たりまして、これと密接に関連する事業から生ずる収益によってその費用を支弁できる、こういった制度を活用していく、こういうことでございます。

したがって、N T T A型事業の導入によりまして、この事業は従来のそういった交付金と

が補助金の事業とは別枠でございますので、このAタイプ事業が導入された分だけ水資源開発施設の整備が促進される、こういうことになるわけでございます。

○中野明君 これから夏に向かうわけですが、渇水期を迎えるに当たって、各ダムの貯水状況はどうなっているのか、ことしの夏がまた渇水となるおそれはないのかどうか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○政府委員(萩原兼晴君) お答えをいたします。

ダムの貯水状況でございますが、全国的に見ますとほぼ平年並みの貯留状況ということでございます。また、地域別に見ましても、主要水系と申しますか、利根川、木曽川、淀川などでございますが、ほぼ平年並みか、やや平年を上回る貯水状況となっております。したがって、今の時点で渇水を心配しなさいけないような兆候はどの水系にもないわけでございます。

ことしの夏どうかということになりますと、こういうお答えだとちょっと無責任に聞こえる部分もあるわけでございますが、やはり今後の降水状況、例えばこの後の梅雨が空梅雨だとかということになりますと、夏の後半において心配をしなさいけない水系が一、二出てくるかという気もいたします。七月、八月は平年並みかそれ以上の降雨量があるという予想も気象庁の方で立てておられますので、こんなことかと考えております。

○中野明君 心配ないようなお話でございます。

先日、鶴見川の浸水予想区域図というものが公表されました。こうしたマップは防災上非常に効果があると思われるのですが、これまでの公表の実績と今後の公表予定、これはどういうふうになつておりますか。先日もちょっと新聞等で発表になっておりますが、鶴見川のことについては出ておりましてけれども、その点説明してください。

○政府委員(萩原兼晴君) お答えをいたします。御指摘のように、鶴見川につきまして本年の五月十五日に浸水予想区域の公表をいたしております。

すが、今までに浸水予想区域の公表をいたしたものは、六十二年に新河岸川、これは埼玉、神奈川を流れている川でございます。それから六十六年に中川、駿河川、これは東京、埼玉を流れている川でございます。この鶴見川を五月にやりました後に、つい最近でございますが、六月十七日に、大阪、兵庫を流れております猪名川という川につきまして計四本浸水予想区域の公表をいたしております。

○中野明君 これはぜひ実行していただきたいなと思ひます。

その次は、資金融通業務と無利子貸付業務が、いずれも道路、公園、下水道等の公共施設の整備を伴うものを対象としているんですが、その仕分けはどうなっているのか。これらが競合することはないのかどうか、その辺ちょっと気になりますので。

○政府委員(眞嶋一男君) お答えいたします。

民間都市開発推進機構が行います業務のうち資金の融通業務と申しますのは、民間事業者が行います優良な都市開発事業に対して長期低利の資金を融通するということを主たる目的にしております。また、公共的な部分につきましてはごく付随的なことを対象にするということにいたしております。

これに對しまして無利子貸付事業は、本来公共事業で実施すべき公共施設の整備につきまして、予算等の制約によって直には補助として採択されないというものを對して、民間の事業とあわせて行うことができるというふうなものに對して無利子の貸し付けを行う。本来公共事業が主たるというか、ねらいであるというところでございまして、そういう意味から申しまして、思想的には基本的に同業務は異なるものでございますが、た

だ、周辺の業務において重複することがないとは言えないところがございますので、もしそういう場合がございましたらば、それは本来の業務の性質から見てどういうふうな形の貸し付けがいかんというものを十分検討した上で、事業の効果性が本来の趣旨に従って発揮されるように適切に選択をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中野明君 ただいまおっしゃったように、資金融通業務が本来の業務でございますが、無利子貸付業務というのは臨時の業務というふうに我々理解しておりますが、この臨時の業務が本来の業務を圧迫しているようなことにならないかどうかという心配ですね、その辺もう一度。

○政府委員(眞嶋一男君) まず融通業務の実態で

ございますが、借入れの御要望が非常にたくさんございまして、昭和六十三年度においては貸し付けの契約額は四百二十八億の実績となっております。ところでございまして、平成元年度予算につきましてはさらに需要が見込まれるために、対前年度比一・三七倍という大幅な増加を見込んだ予算を組んでおるところでございます。無利子貸し付けの方も要望も多うございまして、このような実態から見まして、また運用してきた経験からしまして、融通業務を圧迫しているということはないと考えております。

○中野明君 本改正案は、第三セクターが都市計画区域外において行ふ河川等の公共施設の整備に關する事業に對して民間都市開発推進機構が無利子貸し付けを行うことができるようにする、こういうことなんです。なぜ民間都市開発推進機構が都市計画区域外で事業を行う必要があるんだというか、こういうことなんです。お答え願ひたい。

○政府委員(眞嶋一男君) お答え申し上げます。民間都市開発推進機構は、これまで原則として都市計画区域内において業務を行ってまいりましたところでございますが、都市計画区域外におきましても、近年の都市住民の余暇需要等にこたえ

るものとして、スポーツ、レクリエーション施設あるいはリゾート施設ということに関連いたしまして、河川等の公共施設の整備に關する事業の重要性がますます高まってきたという状況にございまして。こうした事業の中にはこの法の目的でございます都市機能の維持、増進に寄与するといふものもございまして、こういうものにつきましては都市計画区域外であっても民間都市機構が無利子貸付業務を行うことができるというふうな改正をお願いしているものでございます。

○中野明君 今回の改正によって、河川敷等を利用して今まで無料で使用してきた野球場とかゲートボール場あるいは公園等のレクリエーションの施設が有料化されることが心配されるんですが、そのような懸念はないですか。

○政府委員(萩原兼晴君) お答えをいたします。今回お願いしておりますこのA型資金を導入できる事業と申しますのは、あわせて行います開発事業に貸付金の償還に足る収益が見込めるというものに限定をいたしておりますので、無料使用ということがむしろ一般的であるような性格の事業、それに関係いたしましてA型資金が導入されることは私どもはないと考えておるわけでございます。

したがって、現在既に河川敷等に、例えばおっしゃいますゲートボール場ですとか公園がつくられておりますものは、ほとんどが地方公共団体が現に設置しておりますので、事業そのものの性格から無料使用というものが大前提になっております。こういうものをA型資金導入の対象にされるということとはこれからのないというふうに考えております。

○中野明君 その心配がないということですが、それでは結構でございます。

今回の拡充されるNTT-A型の事業というものは、河川とか砂防とか地すべり、急傾斜地、海岸等の防災上の非常に重要な、まかり間違えば人命にもかかわる工事でございますが、このような工事を民間事業者である第三セクターに任せよ

○政府委員(真嶋一男君) 初めに、実はこの融資の対象、Aタイプの無利子貸し付けを受けられずのは第三セクターに限られて行われる、大デベロッパーを対象に無利子貸し付けを行うものでないということでございます。したがって、公共事業そのものが対象であって、そしてその公共事業を行う、まあ公共団体でございますが、そういうものの採択基準から見るとまだ直ちには採択できない、しかしそういう民間の地域開発等から

見てどうしてもやる必要が起きている、そういうところであわせてひとつ河川の例えれば護岸もやりましようとかという話に出て来ているものでございすので、大規模のデベロッパーに直接貸しするものではございません。

ただ、レクリエーションとかそういうものについてどうだということもございすけれども、その場合におきましても、デベロッパーが自分が事業主体に直接なるということではなくて、そこは公共団体が常に参画してやっていると、この運用をするという基本的な考えでございす。

○上田耕一郎君 局長は、私が民間デベロッパーと言ったら、いや第三セクターと言われましてけれども、第三セクターだって、自治体が出資をしているけれども、民間事業者がかなり出資しているケースが非常に多いんですよ。

大臣の提案理由説明にこう書いてある。「また、民間活力をも活用しつつ、社会資本の計画的かつ着実な整備を推進していく所存」だ。それで電電公社の「株式の売却収入を活用した国の無利子貸付制度については、民間事業者が行う河川等の公共施設の整備に関する事業の一層の促進を図るため」と書いてあるじゃないですか。民間事業者が入ってありますね、形は第三セクターになっても。大臣の提案理由説明でそう言っているのだから質問したら、何か私があたかも、第三セクターなのにまた共産党が民間大企業ばかり言っているかのように局長がお答えになるのはいかぬですよ。大臣、こう書いてある。民間事業者やっぱり入るんですよ。

○政府委員(真嶋一男君) 第三セクターも、そういう意味では先生おっしゃったようになります。

○上田耕一郎君 私は先ほど宅地開発のこともちょっと触れたんですが、従来、スキー場などの建設で河川の流出量がふえている、こういう場合には、原因者である開発主体に必要な河川整備とか砂防工事など開発許可の条件としてやらしてきたんではないですか。

○政府委員(萩原兼輔君) ダム計画等で私どもの公共事業として吸収できるものについては公共事業でやったケースもあるかと思いますが、開発地域が奥地等でそういう私どもの公共事業の施行のベースと合わないものについては、原則的に新しいリゾート施設なりを施行される方にやっていただいできておったと思います。

○上田耕一郎君 そういうケースがあったわけですね。

リゾートにはCタイプの無利子貸し付けも投入されるんですね。私も開銀に聞いたんです。一体どこどこに無利子貸し付けがリゾートの場合に入されているかと聞きましたけれども、個々の融資については明らかにできないというので、総額しか明らかにされなかったんですが、リゾートをやる、第三セクターではあるんだが、かなり民間企業主体であるケースに無利子で貸し付けする。これは特別な優遇措置ですね。少なくとも金利負担分というのは事実上の補助金と同じことになるわけなので、補助金をあげているみたいなのなんだから、個々の融資を明らかにしてほしいと言ったんですが、明らかにしてくれなかった。これは非常に不当だと思ふんです。

新聞でもかなり大きな全面広告がありまして、個々のケースがわかったんですよ。「NTT株売却益による無利子融資だ」というんで、「日本開発銀行はリゾート法の対象事業になっている群馬県沼田市の玉原東急リゾートと三重県鳥羽市の鳥羽水族館にそれぞれ九億五千万円、二十一億円の融資を実行した」と、全国不動産の新聞広告にちゃんと書いてあるんです。開銀は公表してないだけども、私も電話で相手に聞いて確認しました。群馬県沼田市の玉原リゾートのスキー場整備、開銀の九億円の無利子融資。調べてみますと、第三セクターといっても沼田市は出資は一〇%で、あとは東急不動産なんです。そうすると、実際上東急不動産が無利子の融資を、事実上の補助金を与えたということになるんじゃないでしょうか。

○政府委員(真嶋一男君) 玉原リゾートの内容は詳しく承知しておりませんが、その場合でも、公共施設部分については本来補助対象としていずればなるものが、それは現在の状況ではまだ直ちには補助対象としたいというものがあつて、それについて無利子貸し付けをして、その償還を全体の第三セクターの収益の中から出してくるという格好になりますので、いざ償還されたときはその施設は公的なものになるということもございすので、それについて東急に補助金を出したということにはならないと考えております。

○上田耕一郎君 私は先日の委員会でも、道路、道路の一体的な整備、あれは道路行政に民間活力導入を入れてきたケースだ、非常に曲がり角になるというところを言ったんですけれども、これも建設省は公共事業と民間事業の接点になる全く新しいタイプだなんて言いますけれども、実際上こういうやり方に民間活力導入で民間企業が入り込んでくるんですよ。三重の鳥羽水族館、これはもとと民間企業がやっていた。それを県と市がそれぞれ新たに五割ずつ出資して第三セクターということにして、それで無利子の資金を導入しているんですよ。鳥羽の水族館もそうだし、沼田市の玉原リゾートもそうです。

あなたの方の今度提案している法案は、都市計画区域外まで拡大して河川事業だ、第三セクターだ。結局これも大きいのはリゾートだと思ふんです。先ほど引用しましたけれども、提案理由説明でも、民間活力も活用しつつ、社会資本の整備を図る、こういう公共事業にまた民活導入で入ってくるわけだ。そこにやっぱりいろんな利権構造その他の問題点が生まれてくるわけなんです。時間が参りましたのでもう終わりますけれども、こういうことをやっていますと、大企業が主導権を握ってスキー場開発をやる、その際河川の公共事業もくっつくからそれをひとつやるといって手を出す形にして無利子の資金をNTT資金でもらう。河川敷にいろいろなものができるかもしれないけれども、そこだけ護岸整備は進むかもしれないけれども、結局虫食いのに進むことになる

○国務大臣(野田毅君) いろんな社会資本、特に公共施設の整備につきましても、基本的には国と地方公共団体、そういう公的の主体がその必要に応じて計画的に整備をしていかなければいけないと思ひます。しかし現実問題、さっきばらんに言え、じゃその財源をどうやって調達するかというところについてもまた別途非常に大きな課題もあることは、これはもう御案内のとおりであります。そういった制約を受け、その中で優先順位をつけながら逐次やっていく、こういうことであります。

しかし現実には、全体として社会資本整備の水準というものがまだまだこれから大変な力を入れてやっていかねければいけない、こういう環境にあるわけでありまして、他方で、最近特に地域の活性化のためのいろんな開発整備ということも、その必要性も今出てきておるわけでありまして、そういった事柄と一体的に、しかも早急に公共施設を整備していかなければいけない。こういうものについては、それとの整合性を見ながら、お話しするような虫食いかどうかというようになるとにならないような形でのきちとした計画に基

づいて本制度を活用してそういった公共施設を整備していくということも大変なことではないかと考えております。

○青木茂君 どももこういう必ずしも範囲が広いとは言えない法案、一番最後ではもう出るべき質問は皆出尽くしてしまつて、何をか言わんやというところがあるわけなんですけれども、それをあえておくといたしまして、この法律によるいわゆるNTT資金、これは収益回収型なんです。

先ほどちょっと実は出たんですけれども、収益回収型というのは、つまり裏からいえば利益追求型ということなんだから、その利益追求のためにちょっと庶民の方にしわ寄せが来ないであろうか。

河川敷なんか、みんな一般の方々が土曜、日曜になるといろんなものに利用して楽しんでいらっしゃるわけだ。それがだんだんそういう楽しみに敷居が高くなる。今までただで自由に使えていたものが、だんだん規制が強くなって金取るぞというふうなことになる。さっき大丈夫だということもお話もございましたけれども、大きな傾向から見るとどうもその危険性というものは強いんだけれども、再度ひとつびしゃつと大丈夫だということを経り返していただきたいと思ひます。

○政府委員(萩原兼備君) 先生御指摘のように、特に都市周辺の大河川におきましては、大変多くの方に現に自由使用という形で川を使つていただいております。これは本来河川法の本旨から申しましてもそういう形がやはり最善なわけでございます。それを逆戻りさせて有料化させるということとは私も全く考えておりませんし、これからはないことだと思ひます。

当然、こういう形で新たに開発されますところというのは、現にそういう利用がされていくところよりも少し遠いところでございまして、か、そういう他の手が少し加わることで新しく利用が可能になることまでだと考えておりますので、御心配のようなことは絶対にいたさないようにしようと思つております。

○青木茂君 役所の方は絶対にしないいいんだけれども、そこに利益追求企業が仮に参入してくるとすれば、これはやっぱり利益追求が第一目的になるから、何だかんだの理由をつけて、本来ならば無料で使えるものがだんだん有料に積み上げられていくという心配はないですか。そこまで民間的なものを規制できるかどうかということですね。

○政府委員(萩原兼備君) 先生おっしゃいますように、私も、私も、私も、一番目につきますのはやはり多摩川ですとか江戸川ですとか、日ごろ私も生活している周辺でございまして、既にそういう利用がされているところが目につくわけでございますが、全国的に考えますと、河川の敷地というのは大変広がっております、いわゆる未利用のまま放置されている状態のものが圧倒的に多いわけでございます。ですから、おっしゃいますような利益追求型と言えども、おっしゃいますような、しかし、収益を得る事業として成り立たせるという考え方のものが現に無料で利用されているものの方へ割り込んでくるという可能性は私どもはないと思つております。

それはなぜかと申しますと、先ほど申しましたように、本来川というのは無料でそういうふうにならずに、本来多数の方に自由に使つていただくことが一番好ましいわけでございますので、その管理状態を放棄してまで有料施設を誘い込むということとは、本来私も河川管理者としてはいいけないこととでございます。絶対にそのようなことはないと考えております。

○青木茂君 逆のケースはどうなんですか。割り込んでくることはしないにしても、新しく大きな河川敷が仮にできるとしますと、そこへ何かできずか。割り込んでくるんじゃないか。

○政府委員(萩原兼備君) これは大河川についてでございますが、先生御存じのように、私も昭和五十六年ぐらいから大きな川については河川環境管理基本計画というものををつくることをや

てきております。たまたま現在のところ百九水系でございます大河川のうちの半分が既にそういうものができております。

これはどういう趣旨かといいますと、やはり川の利用というのは沿川の皆さんの合意を得た上で適正に利用されるということが必要かと考えまして、そういう沿川の皆様の合意も得たマスタープランみたいなものを作るべくつくりまして、その中で、例えばこの地域は自然のままに残す、あるいはこの地域は運動場として利用するとか、合意の上でそういう色分けをしてきております。したがって、おっしゃいますような、一つの企業が急に割り込んできて急に状況を変えてしまつて、そういうようなことは事実上あり得ないという自信を持つておるわけでございます。

○青木茂君 私はずっと見ておまして、公益公共の事業という非常に美しい名前があつて、その公共公益の中に私益が紛れ込んできて公益というものを私益がむきぶり食つてしまつて、結局そこに利権構造が生まれるというさっきの話も出てくる状況もあるんだから、これは十分の御留意をいただきたいと思つておるわけなんです。

今はこの法案そのものはNTTのA型資金でございますけれども、ちょっと視点を交えて、いわゆる補助金型と申しますか、NTTのB型資金がどういふ配分で活用されているかということと、ちょっと伺いたいですけれども、B型資金総額の中でいわゆる治山治水にどれぐらい使われているわけですか。

○政府委員(牧野徹君) 平成元年度の建設省関係のNTT-Bは総額七千五百五十一億でございますが、その中で治山治水は、端数切り捨てですが、千八百八億、割合は二四％ということでございます。

○青木茂君 道路はどうですか。
○政府委員(牧野徹君) 道路は三千五十三億、四〇％でございます。
○青木茂君 住宅はどうですか。
○政府委員(牧野徹君) 住宅は七百五十四億、

ちょうど二〇％でございます。
○青木茂君 こころあたりのところ、治山治水に二四％、道路に四〇％、住宅に二〇％というふうな割合で、どうも庶民が一番欲しいところから薄くて、大分整備され尽くしたところからパーセンテージとしては多いような感じがするんです。それは個々のコストの大きさが違ひますからこういうことになるのかもしれませんが、治山治水二四％、道路四〇％、住宅二〇％と、こうしてしまつて、ややそこへバランスが欠けるんじゃないかという感じもあるんだけれども、これは大臣、どうですか。

○国務大臣(野田毅君) これはもう既に御案内のとおり、公共事業予算の各事業別の配分というのは、それぞれの社会資本の整備の状況あるいは国民のニーズ、いろんなことを総合勘案しながら、そういったそれぞれの道路なり河川なり住宅なりあるいは下水道、公園というものに配分がなされておるということであります。

そういった中で、今Bタイプの方の配分がちょっと住宅の方に薄いではないかというお話ですが、これも、これはこれとして、全体としての住宅対策の予算をどのようにふやしていくか。これは補助金を含め、もろもろのものを含めてどういふふうに住宅対策を進めていくかという次元の話でありますから、その点では、たしか今年度の住宅対策についての事業費、これは建設省関係全体の一般公共事業では五％増ということでありますけれども、住宅対策費全体で見ますと八％増と、こういうことでありますから、住宅へのそういう意味での資源配分の状況ということに十分には配慮いたしたと考へておる次第であります。

○青木茂君 我々が予算全般について考えるときにベースになるのが対前年度比何％ということなんでしょうけれども、もとが小さければ前年度比何％という比較は、これで政策が厚くなったぞということとはなかなか言い切れない点がある。そこら辺が、これはこの問題だけなしに予算全般を審議するときに気になるところなんです。単年度予算

で対前年度比幾らということが政策の濃淡を示すというよりは、どうも気になるんだけれども、例えばNTT-B型資金、これで住宅というのはどういうふうに使われているんですか。何をつくるんですか。

○政府委員(伊藤茂史君) 住宅対策費の中でどうNTT-Bのお金を使っているかということですが、公営住宅及び団地の中の共同施設でございまして、そういうものの建設、それから公営住宅の改良事業、それから住宅地区改良法に基づきます住宅地区改良事業のうち不良住宅の除却及び改良住宅の建設、それから改良住宅の改良、こういうものに要する費用がNTTを活用して無利子貸し付けを受けているのでございます。

○青木茂君 実は私は三年前に建設委員会なるものに初めて出していただいたときにこういう総括質問をした記憶があるんです。つまり、建設省というのは、現業官庁というのか、仕事を実施すること、をメーンに置いた官庁なのか、あるいは建設行政なら建設行政に大政策、基本の理念を伴った大政策があって、それを要求する政策要求官庁を目標とするのか、こういう質問を三年前にしたことがある。そしてもう一つは、同じように三年前に、道路重点官庁なのか住宅重点官庁なのかということとを時の建設大臣に伺ったことがある。

そこから三年間振り返ってみると、そこに大きな建設行政の質的転換はどうかあったような気がするんだけれども、新大臣にひとつこの辺の基本理念のところの抱負を、これから一年も二年も、あるいは二カ月か知らぬけれども、とにかくやっていただくわけだから、抱負をひとつ聞かせてください。それで終わります。

○国務大臣(野田毅君) 基本的にはもう既に幾度か申し上げておりますけれども、現在の我が国におけるさまざまな社会資本、道路、河川あるいは公園、下水道、住宅を含めまだまだ残念ながら十分な状況にはない。したがって、それらを計画的に、しかもできるだけ早期に推進していかねばいけないわけでありまして。

そういった側面と同時に、先般申し上げておりますが、特に最近の国土の形成について、どうしても東京一極集中ということではさまざまな弊害が出てくる。そういった中で、国土庁を初め関係省庁とも連絡をとりながら十分日本列島全体を多極分散型の国土形成を目指してやっていく、それがまた都市住民にとってもあるいは地方に在住する国民にとっても非常に大事なことになるんだ、そういった事柄を計画的に社会資本整備を進めていくということが大眼目でありまして、そのために我々一生懸命努力をしていかなければいかぬと思っております。

そういった過程の中で、どうしても先立つものが一方では必要なわけでありまして、財源調達をどういうところに求めていくのか。税制なりあるいは国債なりいろいろな形があるかと思っております。しかし、税にしてもなかなか国民に理解をされなからず増税結構ですというわけにはいかない側面がある。そういった中で、じゃ社会資本の整備がその部分だけ立ちおくれでもないのかと言われれば、それはぐあいが悪い。そういった中で、全体的な日本の経済の構造を頭に置きながら極力そういう公共施設の整備を地域の活性化と一体的に図っていくかなければならぬ。そういったものに於いては、ひとつ民間のそういったNTTの株の売却収入を含めて、民間の活力をも活用しながら公共施設の整備を進めていくということが大きな目で見ても非常に大事なことでないかと考えております。今のところの法案もそういう考え方の方ののっとったものであると理解をいたしております。

○委員長(稲村稔夫君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稲村稔夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○委員(長) 稲村稔夫君 御異議ないと認めます。それでは、これより両案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本法律案は、日本電信電話株式会社の政府持ち株の売却益を財源とする無利子貸し付けの対象事業を、昨年の法改正に続いて再度拡大しようとするものです。我が党は、日本電信電話公社の民営化、政府持ち株の売却が、国民の共有財産を財源をつくるものだとして批判してまいりました。リクルート疑獄はそれを裏証しました。また、無利子貸し付けの拡大は、NTT株の売却益を国債の償還財源に充てる法案を国会に提出した政府の矛盾をさらに拡大するものです。

この無利子貸し付けで公共事業を拡大する政策は、NTT株の価格の低迷という点でも、また予定株式の売却完了後の公共事業費の確保やB型資金の返済財源などの見通しが全くないという点でも既に破綻していると言わざるを得ません。また、公共施設の計画的整備を乱すという点でも大きな問題です。

本改正案について言えば、第三セクターとは名ばかりの大企業主導の大規模なリゾート開発のために、関連公共施設整備に無利子という超優遇資金を提供するものです。対象事業の中には住民生活に必要なものもありますが、そうしたものは当然に補助金で措置すべきであるの言うまでもありません。

以上が、本改正案に対する反対の理由です。なお、水資源開発公団法の一部を改正する法律案は、本質的には同じ問題点を有してはいますが、本来公共施設の整備を推進する公団自体が行う事業であること、対象事業も限られていること、愛知用水の場合などは、子供の水死事故の防止という側面があることなどを考慮し、賛成いたします。

○委員長(稲村稔夫君) 他に御意見もなければ、両案の討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長) 稲村稔夫君 御異議ないと認めます。それでは、これより両案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稲村稔夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案の採決に入ります。まず、水資源開発公団法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲村稔夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲村稔夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稲村稔夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、国土庁長官及び建設大臣からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。野田国土庁長官。

○国務大臣(野田毅君) 水資源開発公団法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会において熱心な御審議の上、ただいま全会一致をもって議決され深く感謝申し上げます。

審議中におきまして委員各位の御意見につきましては、その趣旨を十分体してまいり所存であります。

本法案の審議に関し、委員長初め委員各位から賜りました御指導、御協力に対し深く感謝の意を表しまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(稲村稔夫君) 野田建設大臣。民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲村稔夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稲村稔夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

四

する特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすよう努めてまいる所存でございます。

ここに、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。ありがとうございます。

○委員長(稲村稔夫君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時三十二分開會

○委員長(稲村稔夫君)　ただいまから建設委員会を再開いたします。

建設事業及び建設諸計画等に関する調査を議題といたします。

平成元年度建設省関係予算の概要について説明を聴取いたします。牧野建設大臣官房長。

○政府委員（牧野徹君） 建設省関係の平成元年度予算について、その概要を御説明いたします。

建設省所管の一般会計予算は、歳入二百十六億
百万円余、歳出三兆七千五百四億五千三百万円
余、国庫債務負担行為五十七億七千二百万円
余であります。建設省に移しがえを予定されて
いる総理府所管予算を合わせた建設省関係の一般
会計予算では、歳出四兆三千七十九億二千五百

円余、国庫債務負担行為五千二百八十九億六千五百万円余を予定いたしております。

次に、建設省所管の特別会計予算について御説明いたします。

まず、道路整備特別会計では、歳入歳出とも三兆二千八百十八億九千万円、国庫債務負担行為四千六百七十七億四千六百万円、うち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に

該当する事業に要する無利子貸付金は、歳入歳出とも三千八百九十七億五千九百万円を予定いたしておりますが、歳入については、臨時的な措置として揮発油税収入の一部直接組み入れを行うこととしたしております。

また、治水特別会計では、歳入歳出とも一兆四千五百十二億三千七百万円余、国庫債務負担行為二千九百六十二億九千六百万円余、うち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に該当する事業に要する無利子貸付金は、歳入歳出とも千八百四十三億千八百万円を予定いたしております。

都市開発資金融通特別会計では、歳入歳出とも千四十八億八千万円余、うち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に該当する事業に要する無利子貸付金は、歳入歳出とも百四億八千万円を予定いたしております。

次に、大蔵省と共管の特定国有財産整備特別会計のうち、建設省所掌分については、蔵出三百十五億八千八百万円余、国庫債務負担行為二百二十五億二千六百万円余を予定いたしております。

以上のほかに、大蔵省所管の産業投資特別会計に計上の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に該当する事業のうち、建設省所掌の事業に要する無利子貸付金は、歳出二千八百十六億九千二百万円を予定いたしております。

建設省といたしましては、以上の予算によりまして、都市対策、住宅地対策、国土保全・水資源対策、道路整備等、各般にわたる施策を推進してまいる所存であります。

第一は、都市対策であります。

全国的な都市化の進展と経済社会の変化に的確に対応した都市の整備を推進するため、平成元年度においては、予算額一兆六千五百八億千八百万円余のほか、財政投融资資金六千四百九十九億三

千三百萬円で、下水道、公園、街路、都市高速道路等の都市基盤施設を計画的に整備するとともに、民間活力を活用しつつ市街地再開発事業、土地地区画整理事業等により都市開発を積極的推進することといたしております。

第二は、住宅地対策であります。

国民の居住水準の向上と住環境の改善を図るため、平成元年度においては、予算額八千四百三十四億二百万円余のほか、財政投融资資金五兆八千九百九十二億二千七百万円で、住宅宅地対策を積極的に推進することとしたしております。

まず、住宅対策については、すべての国民が良好な住環境のもとに安定したゆとりある生活を営むに足りる住宅を確保することができるようにすることを基本目標として、公庫住宅、公営住宅、改良住宅、公団住宅等、建設省所管住宅合計六十五万六千九百九十戸の建設を行うとともに、住宅需要の多様化に対応した住まいづくり、地域に根差した住まいづくり、住環境の整備等の施策を推進することとしたしております。

次に、宅地対策については、住宅・都市整備公団等の公的機関による宅地開発事業の計画的な推進、政策金融等による優良な民間宅地開発の推進を図ることとしております。

第三は、国土保全と水資源対策であります。

まず、治水対策及び水資源開発については、近年の都市化の進展等に伴う激甚な水害、土砂災害の多発と渇水被害の頻発に対処するため、平成元年度においては、予算額一兆三千七百六十億四千四百万円余で、河川、ダム、砂防等の事業と水資源の開発を推進することとしたしております。

また、海岸保全対策については、津波等に対する海岸域の保全と海岸環境の整備を図るため、予算額三百二十六億九千六百万円で事業を推進することとしております。

さらに、急傾斜地崩壊対策等については、予算額三百七十七億七千三百万円で急傾斜地崩壊対策事業及び雪崩対策事業を推進することといたしております。

第四は、災害復旧であります。

平成元年度においては、予算額四百七十七億八千四百万円を予定し、被災河川等の早期復旧等を図ることとしております。

第五は、道路整備であります。

道路整備については、交流ネットワークの強化等により、多極分散型国土の形成と地域社会の活性化を促すとともに、内需主導型経済成長の定着に資するため、第十次道路整備五カ年計画に基づき、平成元年度においては、予算額三兆千六百二十二億千八百万円のほか、財政投融資資金二兆五千六百三十億円で高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の計画的な整備を推進することといたしております。

特に、交通安全対策については、第四次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画に基づき、事業の着実な推進を図ることとしております。

また、都市の交通渋滞の緩和を図るため、交差点の立体交差化等各種渋滞対策事業を重点的、総合的に実施することとしております。

第六は、官庁營繕であります。

平成元年度の予算額は、一般会計二百十億八千八百萬円余、特定国有財産整備特別会計三百十五億八千八百萬円余で合同庁舎等の建設を実施することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長(稲村稔夫君) 次に、平成二

予算の概要について説明を聴取いたします。公文
国土庁長官官房長。

○政府委員(公文宏君) 総理府所管のうち、国土庁の平成元年度予算について、その概要を御説明いたします。

国土庁の一般会計歳出予算は、二千三百七十九億三千二百万円余を予定しておりまして、前年度予算に比べ、四十億九千九百万円余の増となっております。

さらに、大蔵省所管の産業投資特別会計に計上の日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に該当する事業のうち、国土庁に係る無利子貸付金について、歳出三百四十億四千六百万円余を予定いたしております。

次に、平成元年度予算の重点について御説明いたします。

第一に、国土計画の推進についてであります。

第四次全国総合開発計画を強力に推進し、もって本計画の目標とする多極分散型国土の形成を図るため、多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域の開発整備を初めとする諸施策を推進するとともに、国土総合開発事業調整費の活用等による公共事業等の調整を推進すること等とし、予算額百二十四億三千三百万円余を予定しております。

第二に、総合的土地対策の推進についてであります。

最近の大都市圏、地方主要都市等における地価高騰に対処し、地価の安定と適正な土地利用の促進を図るため、監視区域制度の積極的活用等、国土利用計画法の的確な運用を行うこと等とし、予算額三十八億九千四百万円余を予定しております。

また、最近の地価動向にかんがみ、地価公示等を整備拡充することとし、予算額二十一億一千万円余を予定しております。

さらに、第三次国土調査事業十一年計画に基づき、地籍調査等の国土調査を推進することとし、予算額八十一億六千二百万円余を予定しております。

第三に、総合的な水資源対策の推進についてであります。

水需給の安定を図るため、全国総合水資源計画等に沿い、水資源開発の推進、水資源の有効利用の促進等、総合的な水資源対策を積極的に推進することとし、予算額七百三十三億三千百万円余を予定しております。

なお、水資源開発公団については、前述の予算額のうちの七百三十億六百万円余の補助金等と財政融資資金等と合わせて三千三百四億六百万円余の資金により、ダム、用水路の建設事業等を計画的に促進することとしております。

第四に、大都市圏整備の推進についてであります。

大都市圏における良好、安全な都市環境の整備と大都市圏の秩序ある発展を図るため、大都市圏整備計画等の実施を積極的に推進するとともに、住宅地供給のマスタープランの策定等、大都市圏の総合的居住環境の整備、国の行政機関等の移転、業務核都市の整備、筑波研究学園都市の育成整備、関西文化学術研究都市の建設等を推進することとし、予算額六億二千万円余を予定しております。

第五に、地方振興の推進についてであります。

まず、人口の地方定住と活力ある地域社会づくりを促進するため、新しい地方開発促進計画に基づく振興施策を推進するとともに、地方都市と農村の総合的整備及び地域特性に応じた個性的な地域づくりの推進を図るほか、総合保養地域、新産業都市等の整備を推進することとし、予算額九億八千九百万円余を予定しております。

次に、立地条件に恵まれない過疎地域、山村地域、豪雪地帯、半島地域、離島、奄美群島及び小笠原諸島における生活環境整備、産業振興のための諸施策等を引き続き推進することとし、予算額千六百三十七億九千四百万円余を予定しております。

第六に、災害対策の推進についてであります。

最近の災害の状況等にかんがみ、震災対策の強化、活動火山対策、土砂災害対策等の推進、防災情報収集・伝達システムの充実強化及び防災に関する国際協力等の推進等、災害対策の総合的な推進を図ることとし、予算額九億三千六百万円余を予定しております。

第七に、地域振興整備公団の事業についてであります。

地域振興整備公団については、十六億九千八百万円の国の一般会計補給金と財政融資資金等と合わせて千二百八十億四千五百万円の資金により、人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展に寄与するため、地方都市の開発整備、工業の再配置、地域産業の高度化及び産地地域の振興のための事業を推進することとしております。

高潮対策等の海岸事業を推進するための経費であります。

概要説明を終わります。

○委員長(稲村稔夫君) 次に、平成元年度北海道開発庁予算の概要について説明を聴取いたします。

○政府委員(松野一博君) 平成元年度の北海道開発庁予算について、その概要を御説明申し上げます。

平成元年度総理府所管一般会計予算のうち、北海道開発庁に計上いたしました予算額は、歳出六千九百九十七億四千六百万円余、国庫債務負担行為百五十五億七千万円余であります。

このほか、大蔵省所管の産業投資特別会計社会資本整備補助に計上されております北海道開発事業関係予算が、九百三十二億八千七百七十万円となっており、これを合わせた歳出予算は七千九百三十億三千三百万円余であります。

これは、室蘭港及び苫小牧港の特定重要港湾、石狩湾新港その他の重要港湾の整備を推進するとともに、地域開発の拠点となる地方港湾の整備を促進するための経費、並びに新千歳空港の建設及びその他の空港の建設整備を実施するための経費であります。

次に、これら歳出予算の主な経費につきまして、その大略を御説明申し上げます。

第四に、生活環境施設の整備事業の経費に充てるため、予算額七百九十五億六千四百万円を予定いたしております。

第一に、国土保全事業の経費に充てるため、予算額一千三百七十四億四千百万円を予定いたしております。

これは、下水道、都市公園等の事業を推進するための経費、公営住宅の建設及び関連公共施設の整備を進めるための経費、並びに離島における環境衛生施設等の整備を進めるための経費であります。

これは、石狩川や六十三年の洪水により激甚な災害が発生した留萌川などの重要水系及び都市化の著しい地域や災害多発地域の中小河川に重点を置いての河川改修を初め、治水対策とあわせて今後

第五に、農林漁業の基盤整備事業の経費に充てるため、予算額二千二百七十八億九千三百万円を予定いたしております。

これは、多様な生産性の高い農業の展開を図り、畑作・酪農経営の安定的発展と水田農業の確立等に資するための土地改良事業、経営規模の拡大による地域農業の振興と農業経営の安定を図る

建設、昨年末から噴火が続いた十勝岳の火山泥流対策等の土砂災害対策、急傾斜地における崩壊対策等の治水事業を促進するほか、森林の公益的機能の拡充強化を図るための治山事業、並びに侵食、

ための農用地再編開発事業及び特定地域農業開発事業、沿岸漁業等の振興を図るための漁港施設整備及び沿岸漁場整備開発事業、並びに造林、林道の事業を実施するための経費であります。

以上をもちまして、北海道開発庁予算の概要説明を終わります。

よろしく願ひいたします。

○委員長(稲村穂夫君) これより質疑を行います。

○青木新次君 質疑のある方は順次御発言を願います。

をいたしたいと思ひます。

具体的に質問に入る前に、住宅に関する国勢調査と言われる昭和六十二年住宅統計調査の速報が五月二十七日に総理府の統計局から、また六月一日には住宅統計調査と、あわせて今後の住宅政策の基礎資料となる昭和六十二年住宅需要実態調査が建設省から発表されたのでありますが、まずその概要について簡単にひとつ説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤茂史君) まず、六十三年の住宅統計調査の方でございますが、六十三年におきまして全国の住宅の総数は四千二百三万六千戸でございます。そうしまして、普通世帯数が三千七百六十万戸ということでございますので、世帯数をオーバーした住宅総数がございまして、その結果、空き家が三百九十四万戸あるというふうな数字が出ております。

それから一世帯当たりの平均世帯人員は三・二三人ということで、ますます規模が小さくなってきております。

それから住宅の所有関係別の比率を見ますと、持ち家比率が全国で六一・四ということで、五年前に比べますと一％ほど減少をいたしております。

それから一住宅当たりの居住室数でありますとか、一住宅当たりの畳数でありますとか、一住宅当たりの延べ面積は、持ち家、借家それぞれ項目別に見てみましても順調に規模拡大が行われてお

ります。

それから住宅政策上の一つの大きな項目でございます居住水準でございますが、六十三年現在、誘導居住水準未満の世帯が二千五百五十三万世帯というところで、六八・二％ということで、五年前よりも三％ほどふえております。

それから最低居住水準未満でございますが、三百五十七万世帯ということで、五年前に比べまして二％ほど減っております。初めて全世帯に占めます比率が九・五ということで一〇％を割る状況になっております。

以上が住宅統計調査の概要でございます。

それから、今お話しございました住宅需要実態調査でございますが、この調査でいつも使われております数字として住宅及び住環境に対する評価というのがございます。住宅分については、今現在住んでおられる自分の住宅について不満がある、あるいは多少不満がある、こういう世帯の比率を計算してみますと、両方合わせまして五一・五％という数字になりました。五年前に比べて若干の増になっております。それからその不満の中身でございますが、今回初めて住宅の収納スペースというのがあるトップに躍り出まして、不満率は五八・八％ということでございます。物と住宅のスペースとの関係が相当窮屈になっているというふうに思われます。それから、従来一位でございました住宅の遮音性、断熱性が二位、それから住宅の傷みぐあい三位というふうな形になっております。

その他もろもろ、中身は非常に詳しくございましてので全体はしゃべりませんが、概要をかいつまんで申し上げますと以上のとおりでございます。

○青木新次君 持ち家比率が減少いたしましたし、今も局長が不満と思つておられるのについてのパーセンテージの発表がございましたが、国民の過半数、五一・五％が住宅に不満を持っているということでありまして、大都市地域ではサラリーマンの住宅取得はますます困難になっておつて、まさ

に高ねの花だというように考えております。マイホームを持つとすれば、五十キロとか六十キロ圏まで行かないとマイホームは持てない。通勤時間も二時間以上ということ、勤めることが非常に苦痛になるということが第一に挙げられると思うのであります。このため、現在東京では五、六十キロメートル圏で地価が実は急騰をしております。そういうところへ殺到するものですから、逆にその辺がまた上がり始めたということでありまして、大都市地域の住宅問題は今や最重要課題になっております。

大臣としてはこの問題にどう取り組むかということについて御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 仰せのとおり、今特に大都市圏において住宅地取得の問題が非常に困難な情勢になってきた。このことがいろんな意味で国民に不満をもたらし大きな要因にもなつておるわけでありまして、そういう角度から私どもは、政治の最重要課題の一つとして、そういった住宅地取得の夢を何とか実現できるように手だてを講じていかねばいけない。これはもちろん地価対策等との兼ね合いもあるかと思ひます。

そういった中で、現在御審議をお願いいたしております宅地開発と鉄道の整備を一体的に推進していこう、これもいわば大都市地域において宅地の供給を少しでもふやしたいという願ひのあらわれでもあります。あるいはまた長期的に見れば、一極集中を避けながら国土の均衡ある発展を期していきたい、そういうことをやっていくことによつて地方の活性化も図られるし、そしてまた大都市における地価にも好影響を与えるのではないかと。こういう角度から、長期的には一万四千キロという高速道路網を整備していかなければいけない。さまざまな角度からこういった住宅地対策というものを我々も精力的にしていかなければいけない。やはりそういうふうなゆとりのある住宅というものが無いということが、本当に生活実感としての精神的なゆとりというものをなかなか

かもたらしにくい環境ではないか、こういう問題意識を持つております。

○青木新次君 四全総では、二十一世紀までに各種の集中抑制策を講じて東京では三百万人ふえるだろうと言われていたものであります。これだけの人口増を見込んでいたものであります。よほど思い切った対策が必要だと思つたのであります。

小此木前建設大臣は三百七十万戸の構想を発表したのであります。この点について野田大臣もこれを継承しますか。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘の構想は、小此木前大臣が指示をされました。建設省において関係局が検討いたしておるわけでございまして、現在検討中でありまして、極力この構想の趣旨を生かして推進してまいりたいと考えております。

現在、この問題をも含めて、御案内のとおり、もう既に住宅地審議会に対して次期五カ年計画の策定に向けまして諮問をいたしております。それは「経済社会の発展に対応したゆとりある生活を実現するための住宅・宅地政策はいかにあるべきか」、こういう諮問をいたしておるわけでありまして、この七月に中間的にも特に大都市地域における問題については御報告を願ひないか、こういうことで、そのほか都市計画中央審議会等関係審議会を含めて、この小此木構想の具体化といひますか、これを念頭に置きながら大都市地域における住宅地取得の供給問題について対処してまいりたいと考えております。

○青木新次君 住宅対策は、今官房長が説明した「すべての国民が良好な住環境のもとに安定したゆとりのある生活を営むに足る住宅を確保することができるようになることを基本目標として、四つの建設省所管の住宅六十五万六千九百戸の建設を行う」といたしているわけであります。住宅需要の多様化に対応した住まいづくり、地域に根差した住まいづくり、住環境の整備等の施策を推進する、今しゃべつたばかりでありますから、これに基づいてひとつ質問をいたしたいと思つたのであります。

居住水準の向上とか居住環境の改善と同時に、私はやはり職住近接が重要であるというように考えます。私は静岡県なんです、静岡市から新幹線で一時間で東京へ来てしまう。ところが東京近郊五、六十キロ圏では通勤に二時間かかる。こういう問題はやっぱりアクセスの問題です。そのためには、既成市街地の再開発とか低利用地とか未利用地とか、市街化区域内の農地とかあるいは工場跡地の活用などに重点を置いて住宅建設を進めなければ、既成市街地で住宅用地を求めようとしても、幾ら規制緩和をしても、これはもう全く不可能という状態だと思っておりますが、この点についてどう考えますか。

○政府委員(伊藤茂史君) 先ほど大臣から御答弁申し上げました三百七十万戸の構想から考えますと、一部四県の近郊整備地帯まででございますが、既成市街地の中で二百万戸から三百万戸程度でございます。したがって、三百七十六万のうち三百万戸程度は既成市街地の中で供給できる余裕があるというふうに踏んでおります。

それから現在の交通条件、これは先生おっしゃいますように、新幹線が敷かれ、あるいは新しい鉄道が敷かれ、スピードアップされれば確かに拡大するわけでございますが、現状のままで、ほぼ山手線内から三十分圏内、それから徒歩十五分ぐらいの範囲内、つまり都心まで一時間ぐらいで行けるところでございますが、その範囲内で百万から百八十万戸ぐらいのスペースがあるということでございます。このスペースというのは、現在何かには利用されておりますけれども、将来産業構造が変わりますれば当然に工場用地ですけれども変わってきますし、あるいは木造の賃貸住宅が密集している地帯を再開発をする、あるいは空き地でありますとか屋外駐車場でありますとか資材置き場でありますとか、そういった低・未利用地を使う、それから市街化区域内の農地を使う、こういうことで、そういうものを勘案しまして住宅戸数をはいてみますと今言ったようなことになりまして、まだまだ近間を利用すれば相当量

のものが供給できると思えます。

これに加えて、先生申されましたように、交通機関の整備をして時間距離をうんと短縮するということも極めて効果が高いというふうに考えております。

○青木新次君 既成市街地で大部分を確保するというような話であります、権利関係が非常にデリケートに複合しておいて、なかなかそう簡単なものではないというように考えますので、どうしても重点地区を絞ることになるだろうというように思っております。各種の規制を緩和いたしましてインセンティブを付与して国の助成措置を厚くすることが実は考えられると思うのであります、具体的にどのようになっているか、その点をひとつ伺いたいと思っております。

○政府委員(伊藤茂史君) 今先生の御意見でございますが、私も先生のお考えは非常に認識の高なお考えではないかと思っております。

今現在の制度からいいますと、既成市街地の中で再開発をしながら、いわゆる市街地住宅と申しておりますけれども、そういうものを供給する手法というものはいろいろあるのがございます。まず法定事業として市街地再開発事業がございまして、それから建築基準法上の市街地住宅総合設計制度というふうなものも大いに活用しております。それから予算制度上いろいろな事業がございまして、特定住宅市街地総合整備促進事業でありますとか、市街地住宅密集地区再生事業でありますとか、市街地住宅供給促進事業でありますとか、こういうプロジェクトでございますが、こういうものを既成市街地の中で、国有地を確認して、あるいはJRの跡地を確認したり、木造の賃貸住宅地域の再生をねらったり、いろいろなねらいがございまして、今現在プロジェクトが動いております。

そういうことで、今までもこういう手法を駆使して努力してまいりましたが、今後ともそういう事業手法を改善しながら既成市街地の中の再開発をしていきたいと思っております。

その際に、今先生おっしゃいましたのは規制緩和と申しますか、一番端的に申し上げまして、容積率の割り増し等を、住宅開発をする際にその住宅の質それからオーブンスペースが確保されるかというふうなことを勘案しながら割り増しをするということだろうと思っております。今現在、この制度は市街地住宅総合設計制度というのが一番びたっと合っている制度でございます。公共団体によりましては非常にこれをよく活用しております。東京都もできるだけ近隣の区域でこれを活用しようというところで一生懸命指導しておりますし、それから大阪府もこれを積極的に活用しております。東京都の場合には今までに約八千戸がこの制度で供給されておりますし、大阪府の場合には約二万七千戸ほどがこれで供給されているということ、その効果が上がっていると思っております。

それから昨年創設されました再開発地区計画制度というのがございますが、これは今から動くわけでございますけれども、工場用地が利用、転換される、あるいはJR跡地を市街地住宅に再開発をしよう、こういう場合にこの制度も大いに使っていきたいというふうに考えております。

したがって、これらの今の制度を再検討しながら、先生おっしゃいましたように、既成市街地の中で規制緩和をし、良質な住宅と環境を保全しながら供給していくにはどうしたらいいかということ、今現在、先ほど大臣も申しましたような関係の審議会でも議論が進んでおりますので、その中から今現在の制度の見直しが出てくるものというふうに考えております。

○青木新次君 日本の住宅は遠くて狭くて高い、これが今空き家率が九・一%でしたか、それくらいあると思うのでありますが、そういうことになっている。

東京の中央区とか台東区あたりでは、一定の敷地面積以上のビルの建設には住宅併設とか緑地を確保するということを義務づけているんですね。住宅併設義務制度を実施しているけれども、住宅問題がこれほど深刻化している現状の中では、こ

うした住宅併設制度を国レベルの施策に取り組んで実施する必要があるんじゃないか。いわゆる住環境の改善という問題は、国がどういうふうなこの問題をスボイルして国の方針として補完していくかというところに来ていると思うのであります、いかがですか。

○政府委員(伊藤茂史君) 今先生おっしゃいましたのは、例えば東京都の中央区、港区、文京区、台東区というところで、言うなればその区の人口減少というところに対応する、既存の公共施設が非常に効率的に使えないとか、コミュニティがなかなか成立しなくなっているというような問題を危惧いたしまして、指導要綱によりまして、一定規模以上の開発につきまして住宅の建設を義務づける、いわゆる住宅附置義務と言っておりますが、あわせて公園等のオーブンスペースの確保を義務づけておることでもございます。

私も調べましたところ、平成元年の二月末現在で約四千二百戸程度の住宅供給がなされております。確かに都心の空洞化対策あるいはオーブンスペースの確保という意味で一応それなりの意義があることは否定できないわけでございますが、反面、住宅附置義務に關しましては、その開発に際して指導要綱で義務づけるということで、例えばオーブンスペースの問題なんかをとりますと、法律上決められているようなものなことから考えまして、過度の権利制限になるという面もありません。したがって、これの一般的な制度化につきましては慎重な検討が必要ではないかというふうに考えます。

ただ、昨年閣議決定されました総合土地対策要綱では、業務系開発、つまり業務ビルの開発でございますが、そういったものと住宅開発というものが調和ある形で双方が開発が進むということが非常に重要な点で、片方だけがどんどん進み、片方が進まないということでは本来の町づくりにならないではないか、こういう御指摘がございまして、双方の調和ある開発が保たれるように新たな措置を検討しないかということが入っております。

す。したがって、附置義務ということにはならないと思いますが、業務と住宅との調和ある開発ができるような方向で、先ほど申しました審議会の中では議論が行われているということでございます。この方向に沿った措置が出てくるものと私も考えております。

○青木新次君 今説明のありました併設住宅は、現状では賃貸住宅とするのが望ましいと思うんです。というのは、分譲住宅ではサラリーマンには手が出ない。場合によっては、いろいろ私ども視察して歩きました。例えば金もうけの手段にするというふうなことも実はあるようであります。一方、国民の賃貸志向が強まっているのに世帯向けの良質な賃貸住宅が不足しているという側面もあるわけであります。せっかくの併設住宅も家賃が高くてはこれまたサラリーマンには全然縁がない。したがって、良質でかつ低廉なものというところが望ましいわけでありますけれども、やはり負担にたえないということではどうにもならぬわけでありまして。

○政府委員(伊藤茂史君) 今先生御指摘ございましたように、いわゆる住宅附置義務で建設された住宅というのは、場所が都心四区というふうなことではございますので、当然に地価が高いうございまして、家賃も高いし、あるいは分譲の場合にはもちろん高いということでございます。したがって、本来の住宅対策といえますか住宅供給対策としては、量的にも少ないし価格的にも問題が多いというふうに承知をいたしております。

したがって、私も先ほど申し出ております市街地住宅の供給をこれから大いにやっていくというときに、やはり先生御指摘の家賃の適正化といえますか、中堅所得層がそこに住めるような価格であり家賃であるということが非常に重要だろうという問題認識を持っております。したがって、できるだけ公的な賃貸住宅の供給を行うことはもちろんでございますけれども、今現在、地域

特別賃貸住宅制度というのがございまして、一部公社に管理を委託しまして、それに対して公共団体が家賃補助をするというふうな制度もござい

それから、土地を借り受けまして、公営住宅でありますとか公団住宅を供給するというふうなものもございまして、それから一部の区におきましては、地価の高騰を背景にしまして相当に財政も潤ってきております。それを原資といたしまして、例えば借り上げの賃貸住宅に単身老人を入れて安く貸す。したがって、そこに差額が出るわけですが、これは当然に公共団体の負担になります。あるいは人口対策として家賃補助をするというふうなところも出てきております。

そういうことで、一般勤労者にとりましてできるだけ都心の近いところに住めるようにするということ、いろいろな努力をいたしております。今後とも、こういった今までの制度それぞれメリッ

○青木新次君 住宅問題の解決には、先ほども話があったわけでありまして、多極分散型による地方の工場跡地それから農業地帯、そのほか既設の市街地の改良を加えていくとか、いろんなことが考えられていくわけでありまして、何としてもやはり安い宅地を提供する。それから東京圏のみを考えていくと、東京一極集中が加速されるということになるし、これまたある意味ではアクセスに至る問題も相当発生するわけでありまして。そういうことを考えていくと、東京圏を何とかしたいというところだけでなくて、やはり近隣の関東北都とか東海等に至る各地域に着目いたしまして、この方面で、例えば農業者とか工業者とか、いろんな皆さんの協力を得て一体的に住宅環境の改善という立場に立って、低廉な、しかも環境のすばらしい住宅宅地の拠点をつくっていく必要があるんじ

やないかというように考えているわけでありまして。

私の田舎の方で、農家が全面協力するからリゾート式の新しい市街地の形成をしていただきたいという声が相当出てきております。私はこれを知事にも話をしたわけでありまして、知事も賛成だ、こういうふうな言っているわけでありまして。こういうところでは山間地を造成して、しかもここにいよいよ用水の関係やあるいは学校その他教育文化施設の関係、それから雇用問題等について、人が足りないくらいなんです。そういうふうな問題を兼ね合わせて、しかも週休二日制という問題も考えたときに、新たなリゾートとしてもその近傍に配置をしていくというふうな一挙両得的な考え方というものが今非常に盛んになってきているわけでありまして。これは建設省の住宅局で指導するの、国土庁の各局において指導するの、その点についてはどういうふうに考えますか。

○政府委員(長瀬要石君) 先生御高承のように、四全総におきましては、国土の均衡ある発展を図る、このような見地から東京一極集中を是正し、そして地方圏を戦略的、重点的に整備する、このような考え方に立ちまして、多極分散型の国土形成ということを目指しているところでござい

このような方向を進めてまいりますためには、何と申しまして一つは雇用の場をつくるということが重要でございまして、そのような意味合いからいたしまして、それぞれの地域において雇用機会をつくり、所得機会を創出するというようなことが大変重要だと考えております。さらに第二に、そのような点を踏まえながら、都市や農村を通じて、都市的な機能、都市的な環境を整備されるというふうなことが大変重要になってくるわけでありまして。そのようなことを前提としながら、いわば地方定住の基礎となりますような魅力的な生活環境というものをつくり出していくことが重要でございまして、それらの意味合いにお

きまして、ゆとりのある良質な住宅、そしてまた円滑な宅地の供給ということ、単に東京圏のみならず全国それぞれの地域の特性に応じて進めていくということが重要ではないかと考えております。

ただいま先生から御指摘ございましたような、農家が主体になりながら新たなリゾート的なところを開発するというような動きがありますこととございまして、あるいはマルチハビテーションというふうなことが言われておりますけれども、そのような点も含めまして、多様な住まい方というものをこれから追求していく時代になっていると思われまして、関係省庁ともどもこのような点につきましても十分検討してまいりたいと考えております。

○青木新次君 計画・調整局長の今の答弁でまことに結構だと思います。

問題は、どこもまんべんなくというわけにいかないでしょうから、例えばそういうことについて農家が自発的に協力したい、そういう方向で新しい都市づくりをしたいというふうな地域や、あるいは全体的に見てこれはすばらしいところだというふうなところが、これから建設省の高規格道路一万四千キロという案が策定されたわけでありまして。そうなると、今まで開発不可能と言われたようなところが新しい市街地形成の条件を与えられるという中で、高速道路と高規格道路を結んだ筋骨道路というものは、さらにこれがある意味では都市街路としてこれに補充を加えていくというふうなことで、率直に言って、二十坪か三十坪しかないような東京圏における住環境の条件の中において、今度は百坪も二百坪も持つて住める。しかも、それは非常に遠隔な地で交通過疎地帯かというところじゃない。

そういうことになってまいりますと、ここに新しい住宅問題を解決する一つの我々の将来の目標が開けたというふうに考えておるわけでありまして。そういうところから新しい日本の躍動という

ものが始まるというように私は考えているわけでありすが、そういう点で、建設大臣それから国土庁長官、今計画・調整局長のおっしゃったようなことをやるのが私は新しい住宅開発になる、また地方振興になるというように考えているのでありますが、一言ずつちよつと答弁してください。

○国務大臣(野中英二君) 今うちの局長から答弁いたしましたように、その線に沿って、雇用の場があるいは都市環境の整備あるいは定住、こういう観点に立ちましてしかと実施をしていきたい、こういうふうな考えております。

○国務大臣(野田毅君) ただいま青木委員おっしゃいましたとおり、そういう夢を何とかして実現していかなくちゃいかぬ。ただ、これをどうやって具体化していくかということ、これが我々の仕事でありますから、真剣に対処していきたいと考えております。

○青木新次君 次に、住宅問題に関連して伺いたいと思うのであります。

東京都が六月十四日にまとめた昭和六十三年度被保護世帯生活実態調査というものが、地価高騰のあおりでアパートなどから追い出しを受けている生活保護世帯が急増しているという報告されているのであります。この種の問題は、公営住宅への入居など地方公共団体の対応にまつべき事柄とは思いますが、困として何らかの手を差し伸べる必要があるんじゃないだろうかというように思いますが、建設省の見解はいかがでございますか。

○政府委員(伊藤茂史君) 先生御指摘のとおり、基本的には公共団体の住宅政策の中で福祉関係施策と連携をとりながらやっていくべきものと思っております。

東京都の方の事情をちよつと調べてみましたら、一つは、いわゆる特別第二種住宅と言っているんですけども、生活保護世帯を優先的に入れる特目住宅というのがございます。それから、通常の公営住宅に入居した後、生活保護世帯と同様

の収入になった場合ということで、その場合も特別の家賃減免をしておりますが、そういう制度の中で本当に困っている人を優先して入居せしめるということ、ポイント方式、中身はちよつと私どもつまびらかでございませぬけれども、言うなればより低額所得でより住宅に困窮している方々ということになるかと思ひますが、その選考をして優先的に入れておるといふことでございませう。したがって、こういう制度を着実に実施していくことが一番かと思ひます。

それからもう一つは、その場合もあくまでも公営住宅というものは転居、まあ表現は悪うございませぬけれども、今先生のお話ですと、民間賃貸住宅から追い出されるという形になった場合に、その追い出された後の資産状況あるいは収入の状況がもたらぬ公営住宅の収入基準に合わないけれども、まあ公営住宅の収入基準を含めて生活保護世帯に該当するものでないかならぬということとは当然でございませう。それと同時に、その古い賃貸住宅を取り壊しをして住宅困窮者になった場合にやはり優先的に入れる、公営住宅に本当に入居資格のある者を入れるということについては、私も前からからそういう方向で行ってほしいという指導をいたしております。

ただ、公共団体によりまして、全体のストックがまだまだ量が多くない、あるいはその他もろもろの地域地域の過去の歴史がございませうので、そういう中から、多くの公共団体ではそういうものを採用しておりますけれども、採用してないところもあるということでございます。したがって、今後公共団体の建てかえでありますとか、民間賃貸住宅の建てかえ等に際しまして、新しい住宅困窮者が出た場合に、適格であるならば公営住宅の方にあつせんをするというふうなことも指導してまいりたいというふうに考えております。

○青木新次君 次に、私も三月でしかたが、大宮方面へ土地調査に実に行つたわけですが、これは土地特の關係でありました。

住宅地を勤労者の手の届くものにするためには、地価水準を高値安定ではなくてやはり適正な水準に引き下げなければならぬ。東京の地価が下れば、それとの価格のバランスで地方の主要都市がどんだん下がっていくということで、埼玉の県知事さんにも、東京が下がっているんだから、あの辺りもまた下がるんだから、この辺りもまた下がるんだから、という話も実はしたばかりなんです。ところが、このごろ東京の地価は既に下げ渡り目立っている。なぜだろうかというところで、下げ渡りについてはどういうふうに所管省である国土庁は考えになっているのか。これは国土庁長官からお伺いしたい。

○国務大臣(野中英二君) 政府は一体となつて、総合対策要綱に基づきまして、まず第一に監視区域の積極的な活用、それから二番目には諸機能の分散を図る、それから三番目には住宅地の供給を促進をしていく、こういうことで今日まで強力に土地対策を進めてまいつたわけでございませう。今後はさらに一層強化を図ろうということで、土地の公共性あるいは共通の国民意識の確立、こういうことに基づいて土地基本法をつくりたいというところで御提案申し上げたわけでございませう。また、この線に沿ひまして国土利用計画の一部改正も御提案申し上げるところでございます。

今後は、土地に関するところの施策の基本方向というものを定めて、そして土地利用計画あるいは土地取引の規制あるいは土地税制等々の各施策と相まって土地の安定を図っていききたい、かように思つておるわけでございませう。

○青木新次君 地価の適正化のためには多くの施策を組み合わせて実施する必要があるものであります。が、今国土庁長官の言われました監視機能、機能分散、供給体制というふうなこともその一つであることは間違いありません。ぐんと土地が上がつて、そしてこれを何とかして下げなければならぬというところのためにこういうことも即効的には役に立つ場合がある。しかし、なれてきますと今度はこれを何とかひとつぐり抜けようとい

う知恵が働くんですよ。

ですから、土地対策の基本というものは、不動産融資の抑制という問題と土地税制、この野田論文も見せてもらいました。ところが、一時的に自前効果があつたところの不動産業者がこのごろまた非常に暗躍を始めた。この点については、需要と供給の關係だと言へばそれまでですけれども、このごろの株価のように円安ドル高の影響や、あのいはまた国内の政治動向がござつたりして、中国の動向がいろいろ問題が発生したりすると、ぐつと下がつてみたりまた上がるというふうなことは考えますけれども、そうではなくて、地価というものは、これは資産の基本でありますから、こういう問題については厳しく含蓄のある政策提言をしなければならぬところへ来ています。私はそう思うんですが、建設大臣、答弁してください。

○国務大臣(野田毅君) 仰せのとおり、地価対策というものに対しては快刀乱麻を絶つがごとき、そういう一刀両断の対策というのはいかなかないかと思ひます。いろいろな形の施策を組み合わせた方がやつていかなくちゃならぬ。今御指摘のありました土地に対する金融機関の融資のあり方、これもやはり厳しくチェックをしていかなければならぬ部分の一つだと思ひます。

それから基本的には、この土地というものが単なる私有財産権の延長線の上にあるだけであるという発想ではなくて、やはりこの土地というのは国民みんなのものなんだという基本的な認識、したがって、資産的価値と同時に利用を重点に考えていかなければいけない。しかもそれは公共の福祉のために活用してもらふんだという精神が必要であるし、同時にまた投機対象にするようなことがあつてはならない。あるいはその開発利益というものをできるならみんなに還元してもらふ。こういった基本的な考え方というものがやつぱり国民の中できちつとコンセンサスを獲得して定着をしていかなければいけない。そういう角度からこの土地基本法を審議をお願い

いしているわけですが、こういった考え方がまず国民の中に定着をしていく、それに基づいて、先ほど来国土庁からも御答弁がございましたが、規制区域なり、特に監視区域についての確たる運用をしていただく。あるいはまた、土地税制についても今言及されましたけれども、保有課税といったものについて、もう少し従来よりも負担を多くしていただくということについてのコンセンサスを得ていかなければいけない部分は当然出てくると思います。ただ、それも全般的な保有課税を強化すればいいというようなものではなくて、できるならばそれに土地の有効利用なり高度利用というものを絡めたような、それを促進していくような、そういった保有に対する課税のあり方、あるいは取得あるいは譲渡、それそれについてもできるだけ利用促進という角度からの考え方というものが、税制なり金融なりあらゆる規制の面においてもあらゆる角度から、今仰せのとおり、地価の上昇圧力をいかに緩和し鎮静化させ、そして引き下げる方向に持っていくのか、こういったことを総合的に考えていかなければならないと思っております。

○青木新次君 今申し上げたんでありますが、一時的に自粛効果があった不動産業者がこのごろ増勢を強めているということについて、大蔵省の銀行局としてはどんな認識を持っているのか。

私はあえて特定の金融機関のことは言いませんけれども、どんな不動産の地上げのために金を貸しているところがあるんですよ。そういう点については、大蔵省はやっぱり呼んで、どうなんだというところを注意したり指導するようなことをしなければならぬと思うのでありますが、これはいわゆる企業の自由の中に入ることかどうなのか、この点について大蔵省の銀行局から意見を聞きたいと思っております。

○説明員(東正和君) 御指摘の金融機関の土地関連融資につきましては、大蔵省といたしましては、六十二年七月以降個別の融資案件にまで踏み込みました特別ヒアリングを実施しております。

これを通じまして、投機的な土地取引等に係る不適正な融資を厳に排除すべく強力な指導を行っているところでございます。特に本年二月以降でございますが、このような特別ヒアリングの一環として、最近の地価動向等を踏まえ、より一層効果的な指導を行っていくべく、地価の上昇傾向が懸念されております大阪、名古屋等の地域をも念頭に置きつつ、融資の伸びが比較的高い一部金融機関を重点的かつ集中的にヒアリングしているところでございます。

その状況でございますが、最近における金融機関の土地関連融資につきましては、あるいは貸しビル、マンション用地等の購入資金、さらには再開業案件、そういったものに対する融資等、いわゆる実需の盛り上がりも反映いたしまして若干の上昇が見られるところでございますが、実際にこれらの融資を行うに当たりまして、各金融機関はいずれも具体的チェック項目を示した融資基準を末端の営業店に徹底すると、あるいは融資に際しましては一律に本部に事前協議するというシステムをつくるのか、さらには融資実行後の状況につきましてもフォローアップ体制を強化するとか、そういった措置を講じておりまして、全体といたしましては健全な融資態度が維持されている、そういうふうに認識されているところでございます。

大蔵省といたしましては、今後とも、融資の実態、さらには地価動向等を踏まえつつ、より一層機動的あるいは効果的な特別ヒアリング等の実施に努めまして、投機的な土地取引等に係る不適正な融資が厳に排除されるよう厳正に指導してまいり所存でございます。

○青木新次君 今の話について努力したことは認めます。しかし、その後ちょっと大蔵省銀行局は手を緩め過ぎたと思ふんです。下がってきたから、これはどうも大分下がるんじゃないかというように思っ手をついたんじゃないか。特別ヒアリングをやったというけれども、やったには違いないけれども、その後持続的に厳しくやらなかった。国民が一時は安心した、よかった。もともと下がついていかなければ、高値安定になつてしまつては困るという心配を裏はしておつたんです。ところが、このごろ大抵横ばいになつたというこの理由を銀行局としてはどういうように見ているんですか。

た。国民が一時は安心した、よかった。もともと下がついていかなければ、高値安定になつてしまつては困るという心配を裏はしておつたんです。ところが、このごろ大抵横ばいになつたというこの理由を銀行局としてはどういうように見ているんですか。

○説明員(東正和君) 先ほどお答え申しましたとおり、最近の状況につきましては、基本的に実需を反映した、逆に申しますといわゆる排除すべき不適正な投機的な土地取引等でございますが、そういったものに係る不適正な融資には該当しない、そういうふうに認識しております。

さらに申しますと、ことしの二月以降まさに集中的、重点的に特別ヒアリングを改めて実施しているわけでございますが、その中で、個別の話に立ち入って御答弁することはなかなかできにくくございまして、一般論として申し上げますと、不適正な融資が仮に発見された場合にはこれを厳に排除すべく強力に実際指導しているところでございます。

○青木新次君 適正に融資が行われているという解釈をとっているという話であります。やはり地価が適正水準に引き下がるまで特別ヒアリングを実施すべきだ、こう思うのでありますが、この点いかがですか。

○説明員(東正和君) 大蔵省といたしましては、融資の実態あるいはそのときの地価動向等を踏まえまして、実効性ある指導を実施すべく、そのときどきにさまざまな工夫を凝らしつつ、今後とも引き続き特別ヒアリングを実施してまいり所存でございます。

なヒアリングその他行政上のある意味の努力をしたというところは認めます。

土地対策として、ある意味で今申し上げましたように税制面からの対策は極めて有効だと思うんです。土地税制の抜本改正が最大の課題であると考えておりますが、キャピタルゲインに対する課税を強化して土地投機を規制するとか、あるいは土地保有コストをある意味では重くして土地の吐き出しを促す必要があるんじゃないだろうかというように私は考えますが、大臣どう考えますか。

○国務大臣(野田毅君) 一般論としては、保有課税を厳しくして譲渡課税を易しくするといいますが、緩和するということをするれば、大体需給関係からいえば供給が促進されるであらう、これは一つの基本的な考えられる事柄だと思ひます。しかし他方で、税制面、譲渡所得課税をどのようにするかということになりますと、他の所得課税とのバランスで一体どういうことなのか、さまたまな、逆に公平という角度からの問題点も考えておかなければなりませんし、また保有課税強化論についても、キャピタルゲインそのものは売ったときに初めて発生するわけでありまして、保有しておると、利用しておるという段階ではまだこれは頭在化しておらないわけでありまして、財産処分をしなければ払えないような保有課税が果たしていいのかどうか。そういう意味で、現在の基本的な保有課税であります固定資産税については、売った中から払うというよりも、むしろその土地から発生してくる収益性というものを頭の中心に入れて現在の固定資産税の体系が成り立っているというふうにも考えております。

そこで、先ほど申し上げましたように、この保有課税については、ただ高ければいいというものじゃないので、いろいろ工夫を凝らしていかなければいけない。そこで、高度利用なり有効利用なりを促進していくような形での保有課税のあり方を研究していかなければいけないだろうと思っております。

○青木新次君 私は、土地保有コストの強化だけすればいい、こういうふうに言っているんじゃないんです。しかしながら、大前提としては、土地を吐き出してもらい、宅地として提供してもらおうという至上課題がある。

これにはどうしたらいいかという点をいろいろと考えたときに、私は、野田建設大臣が今のお話のように土地保有コストの強化について消極的な意見を持っているということばかりと思いませんが、しかし一般的にはそうとられると思うんです。

今日税制の課題としては、この土地保有に対するコストをある意味で強化しなければ土地を提供してもらえないというような問題がいろいろ出ております。例えば農地の問題もあるし、いろいろあると思うのでありますけれども、そういう点については、東京周辺に勤労者も住めるんだという夢と希望を与えませんかとの点に対する不満がだんだん増幅されてくるというように考えます。

この間の新聞に出ておりましたけれども、日本の政治の将来に対して非常に希望が持たない、悪くなっているというように答えた人が実は六十何%。この点が増幅されてきた大変なことだということも考えつつ、ついせんだつてまでは大した金持ちじゃないと思つたけれども、このごろ頭を使つて、急に豪華な大邸宅に住み、高級車に乗り、そして別荘を持ち、非常にぜいたくな暮らしをしている。この人たちは税金はどうかといったら、我々が思つたような税金は出してない。また、土地を持っていることについては、今大臣が言つたように、土地を持っていけるというゆえをもつてそれを売らなければいかぬ方へ転地もできないという人もあるわけです。私はただ一概にこのことを言っているわけじゃないんですけれども、その点については非常に危機感を持っているというのを申し上げて、もう一回大臣に答弁してもらいたい。

○国務大臣(野田毅君) 私自身も大體基本的には同じような認識だと思つております。そういう意味で、低利用とかそういう土地をさらに高度利用に供してもらうための保有課税の強化とか、いろんな角度からの知恵が出せるのではないかと思つております。

現在、建設省の関係審議会で、宅地供給の方策としていろんな角度から、税制面も含めて勉強していただいておりますが、少なくとも政府としても、ことしの暮れの税制改正作業の中ではこの土地、住宅税制についてひとつ技術的に前進をさせたい、このようにも考えておるわけでございます。

○青木新次君 次に、大深度地下利用の問題について、政府が昨年六月に決定した総合土地対策要綱の中で、今国会に關係法案の提出が求められていた大深度地下利用法案は、これは今もつて提出されてないのではありませんか、建設省はこの提出を断念したんですか。

○政府委員(望月兼雄君) 東京を初めとしたすいわけ大都市地域は、現状のように大変土地利用が稠密化しているし、また地価も高い、こういった中で必要な社会資本整備が思うようにいかない。こういったことからいたしますと、大深度地下空間というものがいわゆる道路、鉄道等の整備のために非常に着目される空間だという認識に立つて私もいろいろと検討し法案の準備をいたした経過がございます。

率直に言いますと、私も、この大深度地下利用については、残されたといひましようか、大変貴重な空間である、こういったことを前提に考えますと、今後の利用のあり方というものをどう考えるかという点につきまして二、三点の基本線を踏まえておるわけでございます。

その一つは、やはり公共的な利用を中心に考えていくべきだろう。あるいはまた私権との調整。言うなれば、大深度地下といへども所有権が及んでおるといふ法制的な前提を置きますと、その権利との調整をいかにするか、こういった点が大変大事だろう。さらにまた言えば、できることならば権利調整の手段等は政府として一元的な手続が望ましい、こういったことで私も法案を準備し

てまいつたわけでございますが、他省庁におきましてもいろいろと御構想がございまして、七省庁から法案の提出の構えが出たということで、その後いろいろと調整の場に入つたわけでございます。今日までずっと内政審議室を中心にして調整の手続が進められてまいつておりますが、残念ながら今国会には成案を得るに至っていないという現実でございます。

私もこの問題を今後どう考えるかということでございますが、冒頭申しましたように、大都市地域におきまして社会資本等を整備するに当たつて大変大事な空間であり、大変重要なテーマであるという基本的な構えは今でも少しも変わっていないところでございまして、引き続き私もこれは關係省庁との調整に努めながら、できるだけ早く成案を得られるように努力してまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○青木新次君 私もどこかがまとめ役にならなげやならぬということだと思ふんです。やはりこれ土地対策の一環であり、大深度の地下利用ということとはそういう意味で国土庁とか建設省がその役割を果たさなければ、例えばその地上なり、その地下深度の上にあるものとの権利関係というのは保障されない。地下鉄にしても何にしてもそのうちであります。ただ穴を掘ればいいというものばかりではないわけでありまして、そういう意味で、国民の権利を守りながら、そこに非常に整合性のある深度利用というようなものが行われていかなきゃいかぬのじゃないかと思うのであります。この点についてはいかがですか。

○政府委員(北村廣太郎君) ただいま望月建設経済局長の方から御答弁したとおり、政府として調整中ではございますが、内政室が中心となりまして關係各省集まりましてかなりの程度に調整作業が進んでいるところでございます。ただ、基本的な点で二、三そういう点がございまして、既にその辺につきましても取りまとの基本的な考え方をそれぞれ省庁において御整理いただきまして、最終的な詰めをできるだけ早い機会に仕上げたい

ということでございます。国土庁におきましても、大都市圏の整備という点あるいは土地対策という点からこの点につきまして御参加させていただきまして、鋭意調整の一役を担わせていただいております現状でございます。

○中野明君 代々の建設大臣の所信表明における住宅に関する所信を調べてみましたところ、六十一年の江藤大臣までは、「良質な持ち家取得の促進を図る」云々ということが述べられておるわけですが、しかし、それ以後の大臣の所信からはこの持ち家取得の促進という言葉がないわけですね。先日の野田大臣の所信でも持ち家取得という言葉はなくて、かわつて公共賃貸、民間賃貸住宅の供給促進が強調されておるわけです。このことは、建設省の住宅政策の重点が、六十一年を境にして持ち家から賃貸重視に変わったんじゃないか、このようにも考えられるんですが、建設省の住宅政策の基本スタンスについて野田大臣の御所見をお伺いしたいんです。

○国務大臣(野田毅君) 大要中野委員の今の敬服をいたしました。私も、歴代の建設大臣の所信の中であつたように書いてあつたかちよつと自分でも確認をしておりますので、御教示ありがとうございます。

ただ、基本的に、あるいは言葉の上で持ち家という言葉が強調されておらなかったかもしれませんが、基本的に、公共賃貸の問題とそれから持ち家取得促進、これはもう大きな二本柱でありまして、既に先ほど来いろいろな角度から御議論をちょうだいしております中の大きなテーマとして、特に宅地の供給とか、あるいは住宅をいかに中堅所得者でも手が届くような形で供給できるか、これが現下の最重要課題の一つであるという認識を申し上げておるわけでありまして、この点は従来と基本的なスタンスに変わりはないというところで御理解をちょうだいしたいと思つております。

○中野明君 私も今見せてもらつたんですけれども、江藤大臣以後は全然この大臣の所信から持ち家取得の促進という言葉が意識的に削除されてい

るんじゃないかというふうには私は受け取ったもので、それからあえて申し上げているわけでは、それなれば結構ですけれども、その点をこれから具体的にちょっと質問してみたいと思います。

総理府の統計局が五年ごとに行っている住宅統計調査によると、住宅全体に占める持ち家の割合が、五十三年の調査では六〇・四％、五十八年の調査では六二・三％と上昇を続けてきたんですけども、六十三年の調査では一転して六一・四％と減少しているわけです。特にこれを都道府県別に見ますと、東京は四〇・五％、大阪が四九・五％といずれも半分以上の比率となっております。

持ち家率が低下した原因について建設省はどう見ているのか。結局この持ち家が低下してきているということ、地価が高騰して持ち家が持ちにくいということ、あえてもう持ち家を重点に置くんじやないか、公共住宅でかえていこうというふうな考えがあるんじゃないかと、こう見ているんですが、この点はどやうなんでしょうか。

○政府委員(伊藤茂史君) 持ち家率が先生おっしゃいますように統計上下が違ってきております。

この原因でございしますが、先生おっしゃいますように、最近の地価高騰で持ち家取得、持ち家を持てないだけども持てないというところで延期しているという面も確かにあるかとは思いますが、ただ、この統計は五十八年と六十三年という二時点間の変化でございします。この二時点間の動向を見ますと、持ち家建設あるいは貸し家建設がどういう状況だったかといえますと、持ち家につきましては、五十八年以降大体七十万台の下の方を低迷しておったわけでございます。これはどういうことかといえますと、六十一年以降地価は上がったこととありますけれども、それまでの間五十八、五十九、六十というのには地価が非常に安定をしておりまして、五十年代後半というのには持ち家が非常に持ちやすい、取得しやすい状況にあったわけですね。しかも住宅価格も低うございますし、安定しておりますし、それから住宅ローンの金利も低利であったということでございます。

ただ、私もいろいろその当時分析しました結果から見ますと、将来自分たちの所得がふえるかどうか、所得の伸びの期待感というものがございしますが、これが大きくうごかしますと、それではそれを当てにしているという、表現はなんでもございすけれども、見込んで、この際持ち家を持とう、こういうことになるわけでございますけれども、住宅価格は安定しておりますからいつでも持てる。金利も安定しておりますからこれまたいつでも持てる。しかし、所得は将来そう大きくは伸びる見込みはない、こういう状態なわけです。ところが、六十一年、六十二年と急速に地価が上がりまして、住宅価格もそれ以上上がったわけでございますが、持ち家取得もふえた、そういうことになっておった。したがって、私が考えますに、五十八年から六十一年までの前半三分の二ぐらいの部分は国民の持ち家取得の意欲が非常に冷えていたというところから、その後確かに持ち家取得は進んでおりますけれども、それでは追いつかなかったという面がちょっとあるというのが一点でございます。

それから二点目は、世帯主の年齢別に、その世帯が持ち家を持った時期というのがあるわけでございますけれども、それが最近に至るまでの間はだんだんと若年化傾向があったわけでございます。若い時分に持ち家を持つということでは持ち家率が上がってきた傾向があったわけでございますが、三十代の半ばを中心にして今までの傾向と非常に違った傾向が出て持ち家率が下がったということでございます。これは六十三年に改めて出たわけではなくて、もう五十八年時点からその傾向は出ておったということでございます。そういうことで、社会構造的な問題だと思えますけれども、長男長女が進んでみたり、それから生活の態度が変わってみたりということがあつたのではないかと、こう思います。

今先生ちょっと地域的なことを申されましたが、地域的な分布を見ますと、以前から大都市地域は持ち家率というのが低くて、世帯主の年齢で見ますと、地方に比べて大都市の方は五歳ないしはそれ以上ちょっとおくられて持ち家率が同様になっているという傾向がございましたので、それは、今回も全国的に持ち家率が下がったというところ、ほぼバランスした形で下がっているんじゃないかと思えます。そういうことで、単純に最近におきます地価高騰で持ち家をあきらめて持ち家率が下がったということではないのではなからうか。いろんな要因が重なってそういう状況になったのではないかと思います。

別途、現在借家に住んでいる人がそれでは将来の居住水準の向上をどういう形でやりたいと思っているかというふうな調査を見ますと、持ち家をまだ相当ありますし、どの調査なんかも依然として持ち家意識は高いというところでございします。で、基本的な考え方は変わってない。今言いましたように、いろんな要因が重なって出てきたのではないかと、いろいろに考えております。

○中野明君 東京、大阪方面では、これはもう御承知のように、結局、地価高騰のために家を持てたくても持てないというのが主たる原因だ、私はこのように見ております。

それでもう一つは、空き家が九・四％と過去の最高になつておるんですが、この原因はどう見えておられますか。

○政府委員(伊藤茂史君) 住宅統計調査上の空き家と申しますのは、今賃貸住宅として借家人を募集しておる最中であるとか、あるいは持ち家を建てて売りに出しておるとか、それから中古住宅を売りに出しているとかいったような、言うなれば棚卸しの市場に出ているものがございします。それから別荘などの二次的な住宅というのがございします。セカンドハウスでございします。そういうものと、それからもう一つは、人が住んでいない、つまりもう出稼ぎに行つてそのまま空き家にしておるとか、それから将来は建てかえたいので、賃貸住宅でございしても、借家人を入れないでそのまま

にしておるとか、それから長期にわたつて不在のままであるとかまた戻ろうと思つておるとか、いろんな要因あると思ひますが、現在空き家で、しかし市場には出てない、こういうものがあるわけでございます。

今回の空き家はその三種のうちのどの部分がふえたかといひますと、別荘などの二次的な住宅とそれからその他の空き家というのとはほとんどふえておりませんで、言うなれば賃貸または売却用の要するに市場でお客さんを募集しているというところがふえております。これが百八十三万四千戸から二百三十三万五千戸ということでございますので、住宅総数に対する比率で見ますと五・二％から六・二％、一ポイントふえたということでございます。

これがどうしてそういうふうになったかということでございますが、先ほども五十八年から六十年三年までの間の住宅建設の状況を申し上げましたけれども、ちょうど先ほど言ひましたような経済環境の時期というのは賃貸住宅を建てるのに非常にいい時期なわけでございます。つまり住宅価格が安定しておりますし、それから金利も安いというところでございします。で、地主さんは喜んで賃貸住宅を建てる、そういうことで民間の借家建築ブームが起きた時期でございします。大量の貸し家が市場に供給されたということでございます。したがって、これは古い住宅から新築の方に移つていくか、あるいは古い住宅から新築の方に移つて古い貸し家が空き家になつていくか、その両方あると思ひますけれども、いずれにしても、貸し家に相当あきが出てきておるといふ状況でふえたものというふうには解釈をいたしております。

○中野明君 住宅政策の目標の一つとして最低居住水準未満世帯の解消というのがございします。現在の第五期住宅建設五箇年計画、これは六一年から六十五年ということになっておりますが、最低居住水準については計画期間中にできるだけ早期に解消する、このようになっておるんです。前回の五十八年の調査では最低居住水準未満の世帯

が三百九十九万世帯、世帯総数の一・五％となつておりますけれども、六十三年の調査ではこれはどうなつておりますか。

○政府委員(伊藤茂史君) 今回の住宅統計調査で見ますと、全世帯の九・五％、三百五十七万世帯ということになっておりまして、初めて一〇％を割つたということでございます。

○中野明君 次に、大都市地域では最低居住水準の確保が難しくなつてきているのが実情でありますけれども、GNPが世界第一位の経済大国、きょうも朝、新聞でも出ておりましたように、年率に直したら九・一％とか何とか大変な経済大国になつたということになっていゝんですが、国民は少しもその豊かさというものを実感できない。こういうような実情の最大の原因というのは、土地やら住宅問題が大きな原因になつていゝんじゃないだろうか、そういうふうには考へます。

すべての国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保するということ、所信で先ほどもおっしゃつておりました。それから福祉国家日本という条件であるというふうにもなつておりますけれども、そのためには、住宅政策は全国一様に持ち家は公共賃貸住宅を重視して、大都市地域では公共賃貸住宅を重視して、それ以外の地域では持ち家を促進する、推進するといふような政策の色分けも必要じゃないだろうか。土地の価格との関連もありまうけれども、そういうふうに一応思ふんですけれども、大臣はこの点どう考へになつていますか。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘の視点も一つの考へ方だと思ひますが、大都市地域においても我々持ち家取得を促進をしたい、やはりこの政策努力を怠るわけにはまいりませんし、地方においても低所得層に対する公営住宅に対するニーズもあるわけでありまして、実情に応じて進めていかなければならぬ問題だと思ひます。ただ、そういう中で、特に最近の地価事情等から、大都市地域について今御指摘のような角度的のニーズが非常に高まつておるといふことを十分認識はいたして

おります。

○中野明君 それでは次は地価の動向ですが、最近の地価動向はどのようになつておるかということなんです。

地価の高騰が大阪圏、名古屋圏その他の地方の主要都市にも波及をしておるやうに見えます。人口あるいは業務機能が東京へ集中している傾向にありながら、地価高騰は地方に分散していつくというこの現状、これをどう見ておられますか。

○政府委員(藤原良一君) 先生御承知のとおり、東京圏では地価の鎮静化が顕著に見られるわけでございますが、それでもなおかつ四十キロ圏から六十キロ圏あたりではなお上昇が続いておるといふ状況でございます。また、地方部では大阪圏、名古屋圏、それとブロックの中核都市等では相当の値上がりが見られます。

この要因でございますが、東京圏で順次都心から住宅地であるいはその外周部に広がつていつた過程では、都心からの買いかへ需要とか、あるいはそれを少し先取りした状態での買いかへ、さらには投機的な要素、そういうものもいろいろ複合的に原因したのだと思ひます。もちろん金融の緩和状況もございまして、そういう複合的な要因で上がつていつたのだと思ひますが、地方部にそれが波及する段階では、東京圏と地方部の格差をいいますか、割安感というものが相当地方部の需要を引き起こしたんじゃないか。また、地方部で都市の整備等も相当進んでおりますので、そういうやはり将来の期待というものが加味されて地方部の高騰を引き起こしておる、そういうふうに見ております。

○中野明君 結局、東京の地価と比較して割安感からくる投機的な要素、これは確かにあると思ひますが、投機的な土地の取引に対しては監視区域制度があつて、大阪圏、名古屋圏等についても早い段階からその監視区域というものを指定していつたと思ひますけれども、それでもなおかつ大幅な地価高騰があつたというのは、これはどのような理由だと思ひますか。もう一度。

○政府委員(藤原良一君) 私どもの方でも、できるだけ地方への地価の高騰が波及しないように、できるだけ前広に先取りして監視区域を指定するやうに公共団体とも打ち合わせをしてきたわけでございます。そういうことでかなり事前に監視区域の指定がなされた地域が多いわけでありまして、ただ監視区域の運用には人手も予算もかかります。また地域住民のコンセンサスもある程度必要だということもございまして、指定はしたけれどもやや区域的に不十分だとか、あるいは届出面積の下限が広過ぎるとか、そういう不十分な点もあるいはあつたかも知れません。ただ、その後の地価動向を見ながらそういう不十分な点をさらに補ひ、機動的にこれを運用していつくということ而努力をしておるわけでございます。

ただ、監視区域の指定といふのは一応対症療法的な対策でございますので、やはりより根本的には、需要を分散し、あるいは仮需を徹底的に抑えとか、あるいは供給をより一層促進していつくか、そういう根本的な対策が必要じゃないかといふふうには考へております。

○中野明君 先ほど議論になつておりました、一時は大蔵省の指導等によつて金融機関の不動態融資が減少しておつたんですが、最近再びこの増加が見られるという報道もあります。地価高騰を抑えるためには不動産融資の自粛というものは有効な方法でございますけれども、自粛の指導を引き続いて重点的に行う予定があるやに先ほどおっしゃつておりましたが、この地価高騰の地方分散を防ぐためには、地方の不動産に対する投資の流れに十分注意を払ふ必要があると考へておりますが、この方策を含めて御所見をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(藤原良一君) 土地関連融資につきましても、確かに融資残高もなお多額でございますし、またマネーフローも一二％くらいと二けた台でございますので、金融の緩和状況は依然として続いているといふふうに見るべきだと考へており

ます。そういうことで、大蔵省とも連絡を密にしながらい昨年に行つております特別ヒアリングといふのを重点的にやつていただきたいということをお願いしております。また、融資をする際には、監視区域における取引につきましては、行政庁が不勧告通知をした、この取引価格は適正だ、そういう不勧告通知がなされたかどうかを確認して融資していただく、そういうふうな指導も行つております。

いすれにしても特別ヒアリングをさらに引き続き強化してやつていただきたいと考へております。

○中野明君 特に、東京の地価の上昇は一応頭打ちになつたといふものの、地価の水準といふのはこれはもう異常なものであります。この東京の地価を現状のまま置くんじゃなしに大幅に引き下げる対策、これが必要だと思ふのですけれども、現在政府はどのような施策を重点的に行つてこの地価を引き下げる努力をなさつていゝのか、その辺をちょっとお伺ひします。

○政府委員(藤原良一君) 土地対策を効果的に行うためには総合的な対策が何よりも必要でございますので、昨年閣議決定いたしました総合土地対策要綱に基づきまして、先ほど来話に出ております監視区域制度の積極的な活用、あるいは人口、産業の地方分散、住宅宅地の供給促進等、各般の施策を推進して地価の安定を図るうとしておるわけでございます。

なお、これらの施策を強力に推進するためには、土地の公共性を明確化して、国民が土地についてより強い公共性、社会性を有しておるといふ認識を持つていただく必要がある。そういうことで今国会に土地基本法案を提案させていただきます。その法案が成立いたしますと、基本法に基づいて各般の施策がさらに展開されていくものと我々の方は期待しておるわけでございます。土地利用計画に関する施策あるいは土地取引に関する施策、土地税制、もろもろの施策が相まつて地価の安定、ひいては引き下げ、そういう

方向に持っていきたい、そういうふうに考えております。

○中野明君 今も話が出ておりますように、もう一つ大切なことは、我が国では土地は公共の財産であるという意識が非常に低い。また制度的にも土地投機や土地転がしが禁止されてはおられない。このために余剰資金の運用手段の一つとして土地の投機が横行して、結局地価暴落の大きな要因となったというところは事実であります。したがって、土地をもうけの対象にさせない、言いかえれば土地でもうけさせないための仕組みを確立することが重要ではないか、こう思うわけですが、土地でもうけさせないためには税制面からの措置というのが一応効果的な一面も持っております。

村山大蔵大臣は土地税制の抜本見直しを示唆しておられますが、野田建設大臣も税制通で有名な方でございまして、建設省として土地税制をどう見直しに拡充強化する方針か、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) そう税制通というほどではありませんが、土地については、課税の仕組みとしては、取得、保有、譲渡、それぞれの局面において考えていかなければならないということと、それから税制だけでうまくいくというものでもないで、税制に先立つ、例えばどういう角度から有効利用を進めていくのかとか、あるいは投機的な取引に対する、税だけではなく、そういう規制なりといったものとういうふうな絡み合わせていくのか、そういったことが総合的に必要なことだと思えます。そういう意味で言えば、既にこれは現在の税制の中でも実施されておるわけでありまして、超短期に対する重課、これはいわば投機的な土地取引でそういった金もうけはさせないという趣旨でありまして、そういう意味での超短期に対する譲渡課税の強化ということとは既にやっておるわけでありまして。

それから、先ほど来いろいろ御議論をいただいておりますが、保有課税についてもさまざまな角度から検討を加えていかなければならないと思

います。そういう同じ保有課税でもいろんな局面があると思うんです。画一的な取り扱いというのはなかなか難しいと思えますので、きょうこういう場でありまして、余り細かいことを具体的に申し上げるのはいいかかと思いますが、特に高度利用、有効利用という土地の利用促進ということに主眼を置いた保有課税の強化ということは配意していかなければならない問題だと思えます。特に、年末は土地税制あるいは住宅税制を含めて抜本的に見直しを行いたいと考えております。

○中野明君 次に、野中国土庁長官にお伺いしますが、地価適正化のための総合的な施策の指針として昨年の六月に総合土地対策要綱が決定されましたが、それからちょうど一年が経過しております。その実施状況と効果について簡単に御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(野中英二君) 今御指摘のありました総合土地対策要綱に従いまして、まず第一に監視区域の積極的な活用をやってまいりました。今御指摘がありました大阪圏の問題にいたしまして、東京圏の方は鎮静いたしておりますが、大阪圏の方が高騰いたしておりますので、過日大阪知事とお話をいたしまして、監視区域の引き下げを行ったわけでございます。

なお、諸官庁の機能を分散していこう、こういうことを考えまして、七十九機関、十一部隊、これを八月三十一日までに移転先を決定いたしました。かように考えておるわけでございます。

なお、住宅宅地の供給を促進していこう、こういう努力をしてまいったわけでございます。こうしてある程度の効果は上がってきたと考えておりますけれども、何といたしても、土地に対する国民の認識というものをどう決定づけていくかという、いわゆる憲法二十九条におけるところの財産権を二項によって公共福祉のためにどう制約していくか、こういう大問題を抱えましてこのたび土地基本法案というものを提出いたしましたわけでございます。これによりまして、土地というのは再生産のきかないものだ、商品価値として、商品

として取り扱われては困るじゃないか、こういう土地に対する公共性というものをまず認識してもらおう。それから同時に、土地に対する共通の国民の認識というものを確立していただきたい、こういうことで土地基本法案を提出いたしましたわけでございます。この線に沿って土地利用計画法の一部改正を行って、こういうことを提案いたしておるわけでありまして、できるだけ地価の安定に実効ある政策を行っていききたい、かように思っております。

○中野明君 終わります。

○上田耕一郎君 きょうは内部障害者の有料道路料金の割引問題を取り上げたいんですが、十一年前にこの有料道路料金問題というのは当委員会でも大きな問題になって、私も一、二回質問したんですが、その年の、七八年ですが、十二月に建設省の検討会の結論が出て、七九年から、最初は足の障害の方について割引になったんです。五〇％割引です。我々免除を要求したんですが、五〇％割引。八六年度からは上肢の障害者にも適用が広がったんです。

最近も諸願が毎国会出てまいりまして、介護者にも拡大してほしい、内部障害者にも拡大してほしいというんですね。昨年の百十三回国会では、与野党の理事、オブザーバー一致で前向きに検討しよう、それから建設委員長も特に要望をされて、そういう経過があるんですが、その後この検討の結果はどうだったでしょうか。

○政府委員(三谷浩君) 今お話がございましたように、有料道路通行料金の身体障害者割引制度につきましては、自動車の運転装置の改良、それからノークラッチ、パワーステアリング等の普及によりまして、従来は自分で運転することが極めて困難であった肢体不自由の方が自動車を運転することが容易となり、その数も増加してきた状況を踏まえまして、昭和五十四年六月から、身体障害者手帳の交付を受けている方のうち主として足の不自由な方について、みずから自動車を運転する場合に有料道路の通行料金を五割引きとする制

度として設けられたものであります。それから六十一年度の十二月からは、手の不自由な方がみずから自動車を運転する場合も対象とすることとし、適用範囲の拡大を行ったわけでございます。

この制度は、これらの方々にとって自動車はいわば移動のための不可欠な足がわりであり、自動車を運転する場合、ハンドル操作や各種装置の運転操作に困難を伴うために、一般道路より走りやすい有料道路を通行せざるを得ないことが多いから特に設けられたものであります。それから、この件につきましては、肢体不自由の方が運転する場合には走行条件のよい有料道路を通行することが交通安全上も望ましいという判断が働いています。

なお、この割引措置は、償還主義のもとで、他の利用者からの負担によって行われるために、割引制度につきましては一般利用者の理解と協力が前提でございます。

○上田耕一郎君 厚生省、来ていますか。一身心障害者対策基本法、それから身体障害者福祉法があります。身体障害者に対する福祉対策の中で各分野でいろんなものがありますね。その中で、内部障害者には適用しないというようなものがありますか。また、差別する法的根拠がありますか。

○説明員(福山嘉昭君) お答えいたします。

厚生省としては、身体障害者福祉法に規定します各種施策については、例えば点字図書館は、視覚障害者の利用に供するものであるなど、身体障害の種類等に応じた個別の需要にきめ細かな対応を行っているところであります。基本的には、いわゆる内部障害者も含めた身体障害者全体を対象としているものでありまして、類型的に内部障害者のみを対象から除外しているものはないと考えております。

○上田耕一郎君 基本法の二十三条並びに福祉法の第三条で国及び地方団体の責任が決められていて、これは身体障害者全体に対する施策なんですね。

それで、私も調べましたけれども、税の控除、公営住宅の入居資格、雇用促進法の適用、自治体の医療費助成等々、内部障害者だけ区別したのではないんですよ。ただ一つあるのは交通関係なんです。鉄道運賃と有料道路利用料金、こだけ内部障害者はあかんということになっているわけだ。厚生省は運輸省に対して、内部障害者にも適用すべきだ、鉄道運賃について、そういう要望を出したことがありますね。

○説明員(福山嘉昭君) 過去にございます。

○上田耕一郎君 何回も出しているんですね。昭和四十二年、四十八年、四十九年、五十一年。運輸省鉄道監督局長あて、厚生省の三名の局長の方が、内部障害者だけ除かれている、身体障害者福祉法上の範囲に含まれていないにもかかわらず当該優遇対象となっておりませんということになっているんですね。建設省の有料道路料金については要望はないけれども、これはやっぱり同じ交通上の優遇措置として鉄道運賃と横並びと考えていいんじゃないですか。

○説明員(福山嘉昭君) お答えいたします。

障害者の移動、交通対策につきましては、関係各省の取り組みに加え、障害者の自立と社会福祉参加の観点から、厚生省といたしまして、個別には障害者の住みよい町づくり事業や身体障害者社会参加促進事業などを実施しているところであります。身体障害者の社会参加の促進を図る観点も含め、通行料金割引自体については、当該料金のあり方に責任を有する主務官庁において検討をされるものであると理解しております。

○上田耕一郎君 ですから、野田大臣、ここまでやっばり来ているんですね。今度JR東日本は内部障害者への適用拡大の意向を表明した。共産党も五月二十四日に申し入れをして、運輸大臣にも申請を出して、検討するという約束なんです。JR東日本がよくよく、これまで本人とそれから介護者、介護者は本人と若干違いますが、割引があつて、内部障害者に対する適用を前向きにやろうというところになってきた。そうすると、

建設省所管の高速道路の有料道路、これの割引問題で内部障害者問題が残っているんですね。私、先日建設省の方に来ていただいたいろいろな理由を聞いたんです。発想が違うんですよ。つまり障害者という人に対する施策ではなくて自動車に対する施策だ、まず車だと、相手は車を運転する運転の仕方について、足の悪い人、しかし足が悪くても車に乗れるようになって、だからこの際は高速道路を通らなきゃいかぬだろうからまずやっつた。だんだんいろいろ発達して、手の悪い人もハンドルがちゃんとやれるようになって、そういう車ができてきて、だから手の不自由な方にも拡大した。車と運転の角度からいろいろ分析して進んでいるんですね。これはやっぱり発想が非常に限定されているんですね。

それで、障害者の基本法第二十三条は、「国及び地方公共団体は、心身障害者及びこれを扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は心身障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。」福祉法の第三条も「国及び地方公共団体は、前条第二項に規定する理念が具現されるように配慮して、身体障害者に対する更生の援助と更生のために必要な保護の実施に努めなければならない。」こうなっている。

ところが、建設省所管の高速道路関係は人ではなくて車だということですよ。やや専門的過ぎて、そこからの議論をずっと詰めていくと、いや心身障害者と運転との関係で内部障害者とかいろいろなことになってくる。そういう議論はそれはあるだろうけれども、まず基本は、基本法、福祉法の国の施策の基本に立ってやらなきゃならぬと思う。もちろん建設省も、車相手のことだけでなくこういう基本観点も一応書いてある。検討会の結論がここにありますが、「近年における有料道路の整備の進展に伴い、歩行機能が失われているため自動車を利用する身体障害者が有料道路を日常的に利用する機会が増大している実状に鑑み、有料道路の料金がこのような身体障害者の社会的経済的自立を阻むことのないよう」と、ここには「社会的経済的自立を阻むことのないよう」という理念が入っているんですねけれども、それでどうなったわけですか。

こういうことを進めると、今まで建設省がこの問題について検討してきた観点、人ではなくて自動車を対象だ、特に運転の能力や運転技術があるいは自動車の技術的改善、発達、障害者の利用の普及度等々、そういうことに着目して詳細な研究をおやりになつていたと思うんだけど、その上にもう一つ基本法の精神、それから厚生省の要望も踏まえて、この際、内部障害者の問題もこの有料道路料金の割引に加えるというところに、JR東日本が始まったときでもありませんし、進むべきときに来ていると思うんです。これはひとつ大臣いかがでしょうか。

○政府委員(三谷浩君) 今の心身障害者対策基本法第二十三条に基づきます国及び地方公共団体のこととでございますけれども、日本道路公団、これは直接国ではございせんけれども、国が設立した特殊法人でございますので、この基本的な精神はやはりできるだけ尊重しなければいかぬ、こういうふうに私も認識しております。

それで、障害者の方々の福祉の増進を図る観点から、有料道路におきまして、例えば車いすで利用できるトイレの増設であるとか、あるいは利用しやすい段差の改良であるとか、あるいは非常用電話、こういう整備を進めておりますが、身体障害者の割引制度につきましても、この考え方、このつとりまして障害者福祉の増進を図る観点から講ぜられているわけでございます。この割引制度、他の利用者の負担による内部補助として行われております有料道路制度の基本的な考え方、それから身体障害者の方々の有料道路の利用の実情から割引制度の対象とされる範囲、こういう考え方、これはやはり負担の考え方、こういうものについては、割引制度の拡大に当たりましては一般利用者の理解と協力というものが当然前提にならうかと思っております。

そこで、今先生からお話ございましたように、内部障害者とかあるいは介護者の問題、こういうものにつきましても、いろいろ拡大について要望があることは承知しております。ただ、この拡大につきましても、内部障害者の方々にさまざまな障害をお持ちの方がいらつしやうと思っております。またどのように有料道路の利用とかかわり合っているか、あるいは障害者の方々の介護者の方が運転をされる場合どのように考えるか、あるいは割引制度が先ほど申し上げましたように利用者の負担によって行われているわけでございまして、対象範囲の拡大についてどこまでほかの利用者の方々の理解と協力を得られるか、こういうふうに変遷しい問題があることも事実でございます。したがって、なお慎重な検討が必要であらうというふうに私も考えております。

○上田耕一郎君 最後に、大臣に検討をお願いしたいんですが、今局長が、実際どういうふうにご利用されるか等々の研究が必要だという。私も障害者団体のアンケートその他を今度かなり調べたんです。一番要望が多いのは、心臓機能の障害者とそれから人工透析をやっている腎臓障害者です。心臓の場合には、例えば県によって、県では大体一、二カ所ぐらい専門病院がある。年に一、二回は東京、大阪の高度の専門病院で診てもらわなきゃならぬという人がかなりあるんです。毎週一回程度通院。それから、足の悪い方と違って短距離は歩けるけれども長距離の歩行は困難だ、階段の昇降は心臓に負担がかかるというので、公共交通機関の利用は苦しいので高速道路利用を望んでいるケースがかなりある。

人工透析の場合は大変です。一回四時間から六時間かかる人工透析を大週三回、月十三回の方が多いいんです。社会復帰している人は夜間透析が多いわけでしょう。終了が遅くなるので早く帰りたい。それから会社を早引けしなきゃならぬ点もある、なるべく通院にかかる交通時間を少なくしたいというケースですね。私ここに具体例を持っていますけれども、例え

ば東京の人工透析のある患者、首都高速を使つていて往復千円、十三日で一萬三千円。大阪で阪奈道路を使つてゐる方、一萬五千六百円。兵庫で生野から姫路、往復二千四百円で二萬七千八百二十円かかつてゐる。福島の方は白河から黒磯、東北道路なら短い時間なんだけれども、高いので国道四号を使つてゐるというケースなんかあります。そういう実情があるということをよくご存じいただきたい。

それから、財政問題も局長言われましたけれども、道路公団は三年ごとに料金額上げで、今回九・六%値上げ、増収額年平均一千億円。今軀体障害者の免許状を持つてゐる方が三十万人ですけれども、内部機能障害者というのは全部入れても三十万なんですね。ですから、今九億円かかつてゐるというんだけれども、内部障害者を必要なケースを取り入れてもそうめっちゃくちゃに広がるということはないだろうと思ふんです。

もう時間がございませんで、先ほど申しました厚生省の要望、基本法、福祉法の基本規定、JR東日本が前向きな状況等々、それから去年当建設委員会の理事会で満場一致でぜひこれは前向きにという要望もあつたことを踏まえて、ぜひ真剣に検討をいただくよう大臣の答弁を求めたいと思ふます。

○国務大臣(野田毅君) 実情を我々の方もさらに分析し研究して、検討をいたしてまいりたいと思ふます。

○上田耕一郎君 終わります。

○青木茂君 不動産の媒介業者と消費税の関係についてちょっと伺いたいですけれども、最近サラリーマンが家を借りたり買ったりする場合、媒介業者に依頼する。どう考えても一人ぐらゐればそそやういて年商三千万円以下としか見られない業者が、宅建法で決めた上限を超えて3%の消費税を取るというケースが間々あるわけなんですけれども、これは宅建業法から見ても合法なんですか、違法なんですか。

○政府委員(望月兼雄君) 御案内のとおり、宅地

建物取引に当たつての媒介あつせん手数料につきましては、建設大臣の告示でもって上限額というのが決まつておるわけでございます。先生御存じのとおりでございますが、例えば四百万円以上の物件でありますならば3%プラス六万円、これが上限であるということでございます。ずばりそれでやれというところは決めてないわけでございますが、上限として設定しておる、それ以上は取つてはいけません、こういう告示をしておるわけでございます。今おっしゃつたように、今回の消費税導入に伴ひまして、このあつせん料につきましても、消費税相当分は、いわゆる免税業者でないならば、課税業者であるならばその上限をかき上げてあげましよう、かさ上げてそこまでするよしい、こういう告示をし直した次第でございます。

今先生のおっしゃつた中で気になりますのは、つまりその告示の上限を超えてあつせん手数料を徴収してゐるということがあるとすれば、これは許されないことでございます。ただ、現実には、そういった業者のあつせん手数料というのは、実態的にはその上限あるいは上限以内で取られてゐるべきものであるし、またそれが徴収されるというのは妥当な線である、私もさういふふうに考へておりますので、その間において免税業者が特にさういふ姿になるということとはちよつと考えられない次第でございます。

○青木茂君 考えられないけれども、実例はあるんです。

建設省がお出しになつてゐる小冊子「建設・住宅・不動産と消費税」、これの二十二ページに、課税業者が上限プラス三%オンすることは問題ないわけですよ。問題ないんですけれども、免税業者がそれに便乗するといふのかな、さういふのは明らかに宅建業法違反と考へていいわけですね。

○政府委員(望月兼雄君) このあつせん手数料につきましては、宅建業法上いわゆる重要事項という非常に重い事項に位置づけられてゐるものでございまして、当然売買に当たりましてはそのことを関係者に説明もしなきゃならぬという非常に厳し

い規定を置いてゐるところでございます。おっしゃつたようなことがあればこれは業法違反ということになるものでございます。

○青木茂君 それで、さういふ人に例へばクレームをつけるわけなんですよ。クレームをつけたらそれが持ち出されるんですね。

建設省告示二百六十三号の第六項に、「宅地建物取引業者は、「当該代理又は媒介に係る課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税に相当する額については、この限りでない」、つまり三%オンしてもいいと。ここに課税業者と免税業者には触れていないというわけなんですよ。触れていないから、免税業者だつて三%乗つてもいいんだというふうな説明がなされるんです。一般のサラリーマンはそんなことよくわからないものだから、それで三%払つちゃうというふうなケースがなかにしもあつたんだけど、これは今の局長の御答弁によると、免税業者は上限を超えた場合は取つちやいないんだから、もう少しはつきりした指導をなさつた方がいいんじゃないですか。

○政府委員(望月兼雄君) 今の告示第六に書いています「課されるべき消費税に相当する額」というこのくだりは、「課されるべき」といふのは、要するに課される業者についての話である、さういふことで書いてありますが、確かにさういふこと、さういふ誤解があつてはならないということで、私も当然こゝは重視しておるところでございます。二月十七日付で担当課長名の通達を出しまして、そこは明確にいたしております。要するに、免税業者の場合は従前どおりであるぞといふことを言つておきますところでございます。御理解いただきたいと思います。

○青木茂君 よくわかりました。ただ、不動産取引というのは、具体例へ来ると、末端へ来ると、さういふことがどうもなかなかはつきり浸透してない。悪徳業者と言つて語弊がありますが、それ、ちよつとごまかし屋が多いから、特にさういふ点においては明確な監督をお願いしたいと思ふます。

次の問題ですけれども、今まで非常にたくさん住宅問題は出たわけですが、とにかく日本は国も富んだ、企業も富んだ。ところが、世界一の富裕国と言われながら、その国の首都東京に住む普通の人が住宅を持てない、これは一つの非常に大きなパラドックスなんですね。こういう逆説を大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(野田毅君) できることならばさういう住宅取得の夢を早期にかなえてあげなければいけない、これはもう政治家として当然のことだと思つております。しかし現実には、既に先ほど来いろいろな角度から御議論をいただいておりますが、基本的には宅地をどのように低廉な価格で供給できるか、これに尽きてゐる部分もあるわけですから、さういふ意味でいろいろな角度から今その施策を講じようと思つてゐるところであります。

○青木茂君 この問題は、我々が例えば保有税を強化して譲渡税を安くしたらどうでしょうかといふふうな質問をするといふふうな答えがあるから、とにかく豊かな日本を支えてきたまじめなサラリーマンが家を持てない、このパラドックスに対して私どもの方から今度は逆に、大臣はどうやったらいいといふふうにお考えですかという質問に切りかえましよう。

大臣はどういう方法をやつたらさういふことになりましか、少しでも緩和されますか。どういふふうにお考えですか。何をやつたらいいか。

○国務大臣(野田毅君) なかなかこれは答え方が難しいと思ふんですけれども、それは先ほど来申し上げておりますとおりなかなか一刀両断に策が、これといふものが出てこないと思ふます。

したがって、短期対策、中期対策、長期対策、いろいろな角度からさういふ平均的な中堅勤労者の住宅取得に対する夢を実現していくといふことをやつていかなければいけないわけで、そのために、先ほど申し上げたんですけれども、一つは、より長期的なことからいふならば、国土の均衡ある発展といふか、さういふ多極分散型の国土形成を図っていくといふことが、大都市地域

における地価問題にも好影響をもたらすことにならざるわけであり。あるいはまた、今度御審議をお願いいたしております宅地開発と鉄道整備とを一体的に推進していきましよう、これによつてもかなりの量の宅地を供給できる展望が開けてくる。あるいはまた、現在関係審議会にお願いをいたしておるところでもありますけれども、特に前大臣の小此木大臣が指示をいたしました、首都圏においてできれば少なくとも三百七十万戸という数字がありますが、これの数字はともかくとして、そういった大都市地域における住宅供給のための今の容積率の問題であつたり、いわゆる土地の高度利用促進、いろいろな角度からこういった事柄をやつていかなければならないと思つております。

○青木茂君 いろいろな角度からいろいろなやり方はあると思ひます。その中で一つだけセレクトして、やはり野田建設大臣としてはこれだけ一つだけやりたいというのではないですか。

○国務大臣(野田毅君) これだけという単純なものはないかと思ひますが、率直に言つてあれもこれもやりたいわけでありまして、そのうちでどれができるのか、そういった中で一歩でも二歩でも前進させたいと思つております。

まあいろいろありますが、ここの暮れに向けて、先ほども申し上げたんですが、土地に対する規制の問題とあわせて特に税制の見直しをぜひこしはやりたいと思つております。

○青木茂君 本日は私が伺いたいところは、税制の見直し、やはりこの点を見直すんだということ、それを伺いたいけれども、時間が来てしまひますからそれはあさつてに譲るとしても、建設省のいろいろなプロジェクトがござりますよね。東京湾だとか伊勢湾だとかいろいろプロジェクトをおつくりになつて、夢を持ったプランニングが目下建設省にはある。それはよくわかつた。よくわかつたんだけれども、その建設省の数多いプロジェクト、建設行政の夢、その中にストレートに住宅を見詰めたものがないんですよ。かつて民間デベロ

ッパーが夢を持って田園調布を開いた、成城をつくつた、ああいうような夢のプロジェクトというもの、建設省がリーダーシップをとつて何か一つぐらひは打ち出せないか。

道路のプロジェクトは本当にたくさんあつて食傷したんですよ。住宅をストレートに見詰めたプロジェクトというものを、ないものをここで言つてくれといつたつて無理な話だから、これからはそういう方向の建設行政というの、これまた必要なんじゃないかと思ひます。私はなんでも断定しちやつたけれども、何かひとつあつたら言つてください。

○政府委員(伊藤茂史君) ないと言われまふとちよつと困るのでござりますが、東京の近辺でいいますと、多摩ニュータウンでありますとか港北ニュータウンでありますとか千葉ニュータウンというような大規模なニュータウンがござりまして、その中で公的な主体、民間主体、いろいろな主体が良好な環境で良質な住宅の供給に努力しております。

それから個別の住宅の、個々の単体の問題としましては、ハウス55なんというのは非常に有名な話でござりますが、最近におきましては、二十一世紀に向けて、つまり都市居住型のマンションでござりますけれども、マンションをどういう形でどういう構造の、それから供給処理システムはどういう形でそこに取りつけ、将来のいろいろな技術革新に応じてどういうスペースを用意しておく必要があるかと、耐用年数をできるだけ長くし、かつその間いろいろな生活の需要にこたえるために間取りも変えられる、供給処理施設も取りかえがきくということ、しかも世帯の構成は時間がつたば変わるわけでござりますから、そういう変化にも対応できる、そういう新しい型のマンションというものは建てられないかということ、勉強もしております。あるいは、木造住宅に対する国民の志向が高まれば、木造住宅でもつと耐久性のある住宅というものはできないかという研究開発もやっておりますし、個々の単体につきまし

てもいろいろな勉強をやっております。

先生のお耳に達しておりますのは若干宣伝が下手だということかも知れませんが、これから大いに宣伝をさせていただきますと思つております。

○青木茂君 私がいないで言つたものだから、非常に御答弁を丁寧になつていただいたわけなんですけれども、今お話の出した千葉ニュータウン、多摩ニュータウン、これは都心から三十キロ離れて、通勤時間一時間半。そうすると、これがサラリーマンのストレス、肉体的疲労、ひどい場合になると過労死の原因になるんですよ。そういう意味におきまして、多摩ニュータウン、千葉ニュータウン、非常に結構なだけども、サラリーマンのそういう心身の健康ということとを考えると、都心から六キロ以内ぐらいのところ、あるいは大規模の夢というものができない、だらうかということ、非常に強く期待もするし、どうせ勉強なんだから、具体的にできないという結論を先に出してしまふより、ひとつそつちの方の勉強も仕かりやうしていただきたいということをお願いして、終わります。

○政府委員(伊藤茂史君) 先ほど大臣からお話のございました小此木前大臣の、三百七十万戸構想の中の一時期間内に百万戸という話を申し上げましたが、その大部分は臨海部の工場用地が非常に大きなウェイトを占めております。したがいましめて、あの部分につきましては、公共施設を整備しながら、環境の住宅を供給するということが新しい、非常に時間も距離も近い場所のフロントティアだといふふうに考えておりますので、そこら辺で夢を実現させるように努力したいと思ひます。

○青木茂君 よろしく願ひします。

○委員(稲村稔夫君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(稲村稔夫君) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置

法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。野田建設大臣。

○国務大臣(野田毅君) ただいま議題となりました大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

首都圏等の大都市地域における土地対策につきましては、政府において、昨年六月に総合土地対策要綱を閣議決定し、各般の施策を総合的に推進しているところであります。中でも住宅地の計画的供給は極めて重要な課題であり、このためには、都心からの距離等から見れば宅地開発適地であるにもかかわらず、交通手段としての鉄道が未整備の地域において、新たな鉄道の整備を行うとともに、宅地開発を促進することが極めて有効な方策であります。

このため、大都市地域のうち、新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、宅地開発と鉄道整備を一体的に推進するために必要な特別措置を講ずることとし、ここに大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案として提案することとした次第であります。

以上が、この法律案を提案した理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、都府県が、大都市の近郊と都心の区域を連絡する新たな鉄道の整備と当該鉄道の周辺地域における宅地開発との一体的推進に関する基本計画を作成し、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣の承認を申請することができるようとしております。この基本計画は、鉄道の計画路線及び駅の位置の概要、住宅地の供給目標等を定めるほか、特に、駅予定地の周辺の地域における計画的開発に留意して作成することとしており、また、鉄道事業の免許申請については、基本計画に従つた内容のものでなければならぬこととしております。

第二に、鉄道の周辺地域における地価の安定を図るため、監視区域を積極的に指定することとす

るとともに、監視区域の指定期間について特例を設けることとしております。

第三に、宅地開発及び鉄道整備の推進のために、次の措置を講じております。

その一は、承認を受けた基本計画に従い両事業を一体的に推進するため、協議会を組織するとともに、両事業者による協定の締結を義務づけていることであります。

その二は、駅予定地の周辺の地域における土地区画整理事業について、鉄道用地の確保のため鉄道の用に供する土地の区域に一定の者の有する土地を集約して換地する特例措置を講ずることあります。

その三は、鉄道の周辺地域を大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法及び大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の大都市地域とみなして、両法の規定を適用することあります。

その四は、地方公共団体による鉄道事業者に対する出資、助成及び土地の取得のあっせん等の措置並びに鉄道整備のために必要な経費についての地方債の特例措置を講ずることあります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。以上が、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(稲村稔夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、大都市地域における著しい住宅地需要にかんがみ、新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において宅地開発及び鉄道整備を一体的に推進するために必要な特別措置を講ずることにより、大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な整備を図り、もって大都市地域における住民の生活の向上と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大都市地域」とは、次に掲げる地域をいう。

一 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯又はその周辺の地域

二 近畿圏整備法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又はその周辺の地域

三 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百一十号)第二条第三項に規定する都市整備区域又はその周辺の地域

四 この法律において「宅地開発事業」とは、宅地の造成及び宅地の造成と併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業で良好な住宅市街地を形成するために行われるもの並びにこれに附帯する事業をいう。

(対象となる鉄道及び地域)

第三条 この法律による特別措置は、次に掲げる鉄道及び地域について講じられるものとする。

一 鉄道 著しい住宅地需要が存する大都市地域において、大都市の近郊と都心の区域を連絡するものとして新たに整備される大規模な

鉄道であつて、当該鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると認められるもの
二 地域 前号に掲げる鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる当該鉄道の周辺の市町村(特別区を含む。)の区域

(基本計画)

第四条 都府県は、前条に掲げる鉄道及び地域について、当該地域における宅地開発及び当該鉄道の整備の一体的推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣の承認を申請することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前条第一号に掲げる鉄道として整備する鉄道(以下「特定鉄道」という。)の計画路線及び駅的位置の概要

二 特定鉄道の整備の目標年次

三 前条第二号に掲げる地域(以下「特定地域」という。)の区域

四 特定地域における住宅地の供給の目標及び方針

五 特定地域のうち、特定鉄道の駅設置予定地を含む、駅の設置に併せて計画的に開発することにより相当量の宅地開発が見込まれる地域であつて、宅地開発と鉄道整備との一体的推進のための拠点となるもの(都市計画区域内の地域に限る。以下「重点地域」という。)の区域

六 特定鉄道の整備に当たり地方公共団体が行う援助その他特定鉄道の円滑な整備を図るための措置に関する事項

七 その他宅地開発と鉄道整備との一体的推進のために必要な事項

3 都府県は、基本計画を作成しようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。
4 都府県は、基本計画を作成しようとするとき

は、第二項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項について、特定鉄道に係る鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業(以下「特定鉄道事業」という。)を経営しようとする者(当該事業を経営する法人を設立しようとする者を含む。第六条において同じ。)の意見を聴かなければならない。

5 都府県は、その路線が二以上の都府県の区域にわたる特定鉄道に係る基本計画を作成しようとするときは、第二項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項について互いに調整しなければならぬ。

6 運輸大臣、建設大臣及び自治大臣は、基本計画に定める第二項第一号から第六号までに掲げる事項について運輸大臣が次に掲げる要件に該当するものであると認め、基本計画に定める同項第一号から第五号までに掲げる事項について建設大臣が第一号から第五号までに掲げる要件に該当するものであると認め、並びに基本計画に定める同項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項について自治大臣が第一号及び第六号に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、当該基本計画の承認をするものとする。この場合において、その路線が二以上の都府県の区域にわたる特定鉄道に係る基本計画の承認は、同時にしなければならぬ。

一 特定鉄道及び特定地域が前条に掲げる鉄道及び地域に該当するものであること。
二 特定地域における宅地開発が特定鉄道の整備と一体的に、かつ、円滑に推進されるために適切なものであること。

三 住宅地の供給の目標及び方針が当該大都市地域の住宅地供給の緩和に資するものであること。

四 重点地域の区域の設定が特定地域における宅地開発の促進を図る上で適切なものであること、かつ、当該区域が農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域を含む

んでいないものであること。

五 特定鉄道の計画路線及び駅の位置の概要が、鉄道としての機能を発揮する上で適切なものであり、かつ、当該大都市地域における長期的展望に立った効率的鉄道路網の形成に資するものであること。

六 特定鉄道の整備の目標年次、特定鉄道の計画路線及び駅の位置の概要並びに特定鉄道の整備に当たり地方公共団体が行う援助その他特定鉄道の円滑な整備を図るための措置に関する事項が、特定鉄道の整備の円滑な推進及び特定鉄道事業の健全な経営並びに地方財政の健全性の確保にとって適切なものであること。

七 都府県は、前項の規定により運輸大臣、建設大臣及び自治大臣の承認を受けようとするときは、当該承認の申請書に運輸省令・建設省令・自治省令で定める図書を添付しなければならない。

八 都府県は、基本計画が第六項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(基本計画の変更)

第五条 都府県は、前条第六項の規定による承認を受けた基本計画を変更しようとするときは、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣の承認を受けなければならない。ただし、同条第二項第七号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項本文の場合について準用する。

(特定鉄道事業に係る免許の申請)

第六条 特定鉄道事業を営もうとする者が当該特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の免許の申請を行う場合には、その申請書は、当該特定鉄道に係る第四第六項の規定による承認を受けた基本計画(前条第一項の規定による変更の承認があったときは、変更後のもの。以下「承認基本計画」という。)に従った内容

のものでなければならない。

(協議会)

第七条 関係地方公共団体の長、承認基本計画に定める特定地域(以下「承認特定地域」という。)において宅地開発事業を実施する者で建設省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の免許を受けた者(以下「特定鉄道事業者」という。)(同法第八条第一項に規定する施設であつて特定鉄道事業の用に供するもの(以下「特定鉄道施設」という。))の建設につき、運輸大臣が日本鉄道建設公団に対し、日本

鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第十二条第二項の指示をしたときは、日本鉄道建設公団を含む。次条及び第十三条において同じ。は、承認基本計画に従い承認特定地域における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を都府県の区域ごとに組織する。

2 前項の協議会を行うための会議(次項において「会議」という。)は、前項に規定する者又はその指名する職員をもって構成する。

3 会議において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、関係都府県において処理する。

5 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(協定)

第八条 承認基本計画に定める重点地域(以下「承認重点地域」という。)内において宅地開発事業を実施する者で建設省令で定めるもの及び特定鉄道事業者は、承認基本計画に従い承認重点地域における宅地開発事業と特定鉄道事業とを一体的に推進するため、当該宅地開発事業及び当該特定鉄道事業の概要及び日程に関する協定を締結し、当該協定に従つてそれぞれの事業を実施するものとする。

(監視区域の指定等)

第九条 都府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長は、承認特定地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の二第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

2 承認重点地域及びその周辺の地域において、承認基本計画に定める特定鉄道(以下「承認特定鉄道」という。)が整備されるまでの間、国土利用計画法第二十七条の二第一項の規定により監視区域を指定する場合における同条第三項において準用する同法第十二条第二項の規定の適用については、同項中「五年以内」とあるのは、「承認基本計画に定める特定鉄道の整備の目標年次を勘案して必要な期間(その期間が十年を超える場合には、十年とする。)」とする。

(公有地の拡大に関する配慮)

第十条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第一項第六号の政令を制定し、又は改正しようとする場合には、承認重点地域内における公有地の拡大が図られるよう配慮するものとする。

(一休型土地地区画整理事業)

第十一条 承認重点地域内の施行区域(土地地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)第二条第八項に規定する施行区域をいう。)の土地についての同法による土地地区画整理事業でその施行区域(同条第四項に規定する施行区域をいう。次条及び第十三条において同じ。)に鉄道事業法第八条第一項の認可に係る工事計画(同法第九条第一項の規定による工事計画の変更があったときは、当該変更後のものをいう。)に定める特定鉄道施設(建設省令で定めるものであつて、都市計画において定められたものに限る。次条において同じ。)の区域を含むもの(以下「一休型土地地区画整理事業」という。)については、土地地区画整理法及び次条から第十六条までに定めるところによる。

第十二条 一休型土地地区画整理事業の事業計画(以下「事業計画」という。)においては、次条第一項各号に掲げる者が所有権を有する施行区域内の宅地(土地地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。次条及び第十四条において同じ。)のうち次条第一項の規定による申出が見込まれるものについての換地の地積の合計が、特定鉄道施設の区域の面積とおおむね等しいか又はこれを超えることと認められる場合に限り、建設省令で定めるところにより、当該区域を鉄道施設区として定めることができる。

(鉄道施設区)

2 前項の規定により鉄道施設区を定める場合において、当該特定鉄道施設の区域が土地地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設の用に供する土地と重複するときは、当該重複する土地の部分については、鉄道施設区から除くものとする。

(鉄道施設区への換地の申出等)

第十三条 前条第一項の規定による鉄道施設区(以下「鉄道施設区」という。)が事業計画において定められたときは、施行区域内の宅地の所有者で次に掲げるものは、一休型土地地区画整理事業を施行する者(以下「施行者」という。)に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を鉄道施設区内に定めるべき旨の申出をすることができ。ただし、第三号から第五号までに掲げる者については、これらの者が当該一休型土地地区画整理事業を自ら施行する場合に限る。

一 特定鉄道事業者

二 地方公共団体

三 住宅・都市整備公団

四 地域振興整備公団

五 地方住宅供給公社

六 土地開発公社

2 前項の規定による申出は、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当する場合に限り行うことができる。

一 建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので建設省令で定めるものを除く）が存しないこと。

二 他人の権利（地役権を除く）の目的となっていないこと。

3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があった日から起算して六十日以内に行われなければならない。

一 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く）又は住宅・都市整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業の事業計画の認可の公告

二 事業計画の変更により新たに鉄道施設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い鉄道施設区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

4 施行者は、第一項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る宅地についての換地が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の期間の経過後遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を鉄道施設区内に定められるべき宅地として指定し、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該申出に應じない旨を決定しなければならない。ただし、第一号に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地の一部を指定するものとする。

一 換地計画において、当該申出に係る宅地の

全部についての換地の面積が鉄道施設区の面積を超えることとなる場合

二 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の面積が鉄道施設区の面積と等しいこととなる場合

三 換地計画において、鉄道施設区の面積から当該申出に係る宅地の全部についての換地の面積を控除した面積に相当する土地を保留地として鉄道施設区内に定めても、換地計画上支障がない場合

5 施行者は、前項の場合において、同項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、遅滞なく、事業計画を変更して、鉄道施設区を廃止しなければならない。

6 施行者は、第四項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 施行者は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（鉄道施設区への換地等）

第十四条 前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を鉄道施設区内に定めなければならない。

2 前項の場合において、鉄道施設区内に同項の規定により定められる換地以外の土地があるときは、当該土地については、換地計画において換地として定めないうで、これを保留地として定めるものとする。

（申出を受理する者に関する特例）

第十五条 施行者が土地区画整理組合である場合には、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第十三条第一項の規定による申出は、土地区画整理法第十四条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

（土地区画整理法の準用等）

第十六条 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、一体型土地区画整理事業についての処分

及び決定について準用する。

2 一体型土地区画整理事業に関する土地区画整理法第二百三十三条から第二百六条まで、第二百七条の二、第二百九条及び第四百四十四条の規定の適用については、第十一条からこの条までの規定は、同法の規定とみなす。

（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の特例）

第十七条 承認特定地域内の区域については、当該区域が大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第一号に規定する大都市地域に該当しないものであつても、これを同号に規定する大都市地域とみなして、同法の規定を適用する。

（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の特例）

第十八条 承認特定地域内の区域については、当該区域が大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）第二条第一項に規定する大都市地域に該当しないものであつても、これを同項に規定する大都市地域とみなして、同法の規定を適用する。

（公共施設の整備）

第十九条 国及び関係地方公共団体は、承認特定地域における宅地開発事業の実施に関連して必要となる公共施設の整備の促進に努めるものとする。

（資金の確保）

第二十条 国及び関係地方公共団体は、承認特定地域の整備の円滑な実施のために必要な資金の確保に努めなければならない。

（地方公共団体の出資等）

第二十一条 関係地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、特定鉄道事業者（特定鉄道事業を営む者を含む）に出資することができる。

2 関係地方公共団体は、承認特定鉄道の整備を

促進するため必要があると認めるときは、特定鉄道事業者に対して補助、貸付けその他の助成を行うことができる。

3 関係地方公共団体は、特定鉄道事業者による特定鉄道施設の用に供すべき土地の確保に協力するため、当該土地の取得のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方債の特例等）

第二十二条 関係地方公共団体が次に掲げる事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費（当該地方公共団体の財政状況、当該事業の性質等を勘案して自治大臣が指定する経費に限る。）であつて地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

一 前条第二項の助成

二 特定鉄道施設又は特定鉄道施設の用に供する土地を特定鉄道事業者に対して貸し付け、又は譲渡するために行う当該施設の設置若しくは取得又は当該土地の取得若しくは造成

2 関係地方公共団体が承認基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別な配慮をするものとする。

（都市計画法等による処分についての配慮）

第二十三条 国の行政機関の長又は関係都府県知事は、承認特定地域における宅地開発事業の実施又は承認特定鉄道の整備のため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、鉄道事業法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該宅地開発事業又は当該承認特定鉄道の整備の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(登録免許税法の一部改正)

第二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五号第七号中「建物」の下に「(当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第

号)第十七条(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の特例)の規定により大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。』を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第五号中「以上のものに限る」を「以上のものに限る、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第 号)第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二条第一項に規定する大都市地域とみなされる区域を含む事業区域を除く。』に改める。

第三十一条の二第二項第六号中「対する土地等」の下に「(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二条第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。』を加える。

第三十三条第一項第三号中「当該土地等」の下に「(当該住宅街区整備事業の施行にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(以下第三十四条の二までにおいて「宅地開発鉄道整備推進法」という。)第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大都市

市地域とみなされる区域内にあるものを除く。』を加える。

第三十三条の三第一項中「当該土地等」の下に「(当該住宅街区整備事業の施行にあつては、宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。』を加える。

第三十四条第二項第一号中「又は第三号の四」を「若しくは第三号の四」に改め、「がある場合」の下に「又は当該住宅街区整備事業の施行に伴い宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買収される場合」を加える。

第三十四条の二第二項第三号中「場合を除く」を「場合又は宅地開発鉄道整備推進法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二条第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買収される場合を除く」に改め、同項第十五号中「買収される場合」の下に「(宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域にあるものを除く。以下この号において同じ。』を加える。

第三十七条の七第一項中「個人が、当該土地等」の下に「(第二号に規定する一団の宅地の造成に関する事業にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二条第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この項におい

て同じ。』を加える。

第四十七条第三項第五号中「以上のものに限る」を「以上のものに限る、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二条第一項に規定する大都市地域とみなされる区域を含む事業区域を除く」に改める。

第六十四条第一項第三号中「当該土地等」の下に「(当該住宅街区整備事業の施行にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(以下第六十五条の四までにおいて「宅地開発鉄道整備推進法」という。)第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。』を加える。

第六十五条第一項第四号中「当該土地等」の下に「(当該住宅街区整備事業の施行にあつては、宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。』を加える。

第六十五条の三第一項第一号中「又は第三号の四」を「若しくは第三号の四」に改め、「がある場合」の下に「又は当該住宅街区整備事業の施行に伴い宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買収される場合」を加える。

第六十五条の四第一項第三号中「場合を除く」を「場合又は宅地開発鉄道整備推進法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二条第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買収される場合を除く」に改め、同項第十五号中「買収される場合」の下に「(宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大

都市地域とみなされる区域内にある土地等が同項の規定により買収される場合を除く。』を、「当該土地等」の下に「(宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域宅地供給促進法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が同項の規定により買収される場合を除く。以下この項において同じ。』を加える。

第六十五条の十一第一項中「当該土地等」の下に「(第二号に規定する一団の宅地の造成に関する事業にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二条第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この項において同じ。』を加える。

第四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

35 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第 号)第七條第一項に規定する特定鉄道事業者で政令で定めるものが同法第六條に規定する承認基本計画に定める同法第四條第二項第一号に規定する特定鉄道の路線で新たな営業路線の開業のために敷設した鉄道(鉄道事業法第二條第六項に規定する専用鉄道を除く)に係る線路設備、電路設備その他政令で定める構築物に対して課する固定資産税の課税標準は、前条又は第二項の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の四分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の二分の一の額とする。

第五百八十六條第二項第二十一号の二の次の一号を加える。

二十一の三 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十一条に規定する一体型土地区画整理事業の施行者が当該事業で政令で定めるものの用に供する土地を当該事業の施行者から直接譲り受けた者が公益的施設で政令で定めるものの用に供する土地

(運輸省設置法の一部改正)

第五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 第一項第八十九号から第九十三号までを次のように改める。

八十九 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第 号)の施行に関すること。

九十から九十三まで 削除

第四条 第一項第三十一号及び第三十二号を次のように改める。

三十一 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の規定に基づき、基本計画を承認すること。

三十二 削除

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十三号中「及び大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)」を「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)及び大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第 号)」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第七条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 大都市地域における宅地開発及び鉄

道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第五条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づき、基本計画及び特定鉄道事業者等に対する地方公共団体の出資を承認すること。